

平成 31 年 第 1 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 31 年 3 月 4 日

閉会 平成 31 年 3 月 15 日



うたせ船

熊本県芦北町議会

平成 3 1 年第 1 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3 ・ 4	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 平成 3 1 年度施政方針と予算大綱説明 請願、議案審議 議案の委員会付託 委員会審査 （平成 3 1 年度芦北町一般会計予算（歳入）の連合審査会）
5	火	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、農林水産課） 文教厚生（教育課、福祉課、健康増進課）
6	水	委員会審査 総 務（企画財政課、議会事務局） 建設経済（商工観光課、上下水道課）
7	木	委員会審査 総 務（総務課、税務課、会計室） 文教厚生（生涯学習課、住民生活課）
8	金	休 会（議事整理）
9	土	休 日
1 0	日	休 日
1 1	月	休 会（議事整理）
1 2	火	休 会（議事整理）
1 3	水	休 会（議事整理）
1 4	木	本会議 一般質問
1 5	金	本会議（最終日） 請願、議案審議（委員長報告） 議員派遣の件 閉会中の継続調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月4日）	頁
1 議事日程	3
2 出席議員氏名	4
3 欠席議員氏名	4
4 説明のため出席した者の職氏名	4
5 事務局職員出席者	5
6 開会 開議	10
第1 会議録署名議員の指名	11
第2 会期の決定について	11
第3 諸報告	11
議長諸般の報告	11
行政報告	11
第4 議案第1号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第7号）	12
第5 議案第2号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第3号）	16
第6 平成31年度施政方針と予算大綱説明 （一括議題＝日程第7から日程第17まで）	17
第7 議案第3号 平成31年度芦北町一般会計予算	25
第8 議案第4号 平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	26
第9 議案第5号 平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算	26
第10 議案第6号 平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	26
第11 議案第7号 平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	26
第12 議案第8号 平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算	26
第13 議案第9号 平成31年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	26
第14 議案第10号 平成31年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	26
第15 議案第11号 平成31年度芦北町水道事業会計予算	26
第16 議案第12号 芦北町空家等対策に関する条例の制定について	26
第17 議案第13号 芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について	26
第18 議案第14号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改 正する条例の制定について	27
第19 議案第15号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について	27
第20 議案第16号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する	

	条例の制定について	28
第21 議案第17号	芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について ..	29
第22 議案第18号	芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の 一部を改正する条例の制定について	30
第23 議案第19号	芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例の制定について	31
第24 議案第20号	芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正 する条例の制定について	31
第25 議案第21号	芦北町過疎地域自立促進計画の変更について	32
第26 請願第1号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求め る請願書	33
7 散 会		34

第2号（3月14日）

頁

1 議事日程	37
2 出席議員氏名	37
3 欠席議員氏名	37
4 説明のため出席した者の職氏名	37
5 事務局職員出席者	37
6 開会 開議	43
第1 一般質問	43
（1）林田燿宏議員第1回目一般質問	43
○竹崎町長答弁	45
○岩田教育長答弁	45
○長崎建設課長答弁	46
○杉本上下水道課長答弁	46
○櫻井福祉課長答弁	46
（2）林田燿宏議員第2回目一般質問	47
○長崎建設課長答弁	47
（3）林田燿宏議員第3回目一般質問	47
○長崎建設課長答弁	47
（4）林田燿宏議員第4回目一般質問	48

○竹崎町長答弁	48
(5) 林田燿宏議員第5回目一般質問	48
○杉本上下水道課長答弁	48
(6) 林田燿宏議員第6回目一般質問	48
○福井生涯学習課長答弁	50
(7) 林田燿宏議員第7回目一般質問	50
(1) 平松洋一議員第1回目一般質問	50
○竹崎町長答弁	51
○岩田教育長答弁	51
○長崎建設課長答弁	52
○川尾税務課長答弁	52
○一丸企画財政課長答弁	53
○白坂教育課長答弁	53
(2) 平松洋一議員第2回目一般質問	53
○長崎建設課長答弁	54
(3) 平松洋一議員第3回目一般質問	54
○長崎建設課長答弁	55
(4) 平松洋一議員第4回目一般質問	55
○長崎建設課長答弁	56
(5) 平松洋一議員第5回目一般質問	56
○長崎建設課長答弁	56
(6) 平松洋一議員第6回目一般質問	56
○白坂教育課長答弁	58
(7) 平松洋一議員第7回目一般質問	58
○白坂教育課長答弁	58
(8) 平松洋一議員第8回目一般質問	59
○白坂教育課長答弁	59
(9) 平松洋一議員第9回目一般質問	59
○岩田教育長答弁	60
(10) 平松洋一議員第10回目一般質問	60
○白坂教育課長答弁	60
(11) 平松洋一議員第11回目一般質問	60
○白坂教育課長答弁	60
(12) 平松洋一議員第12回目一般質問	61

○白坂教育課長答弁	61
(13) 平松洋一議員第13回目一般質問	61
(1) 川尻成美議員第1回目一般質問	63
○竹崎町長答弁	64
○岩田教育長答弁	64
○白坂教育課長答弁	65
○田渕住民生活課長答弁	65
(2) 川尻成美議員第2回目一般質問	65
○白坂教育課長答弁	66
(3) 川尻成美議員第3回目一般質問	66
○白坂教育課長答弁	67
(4) 川尻成美議員第4回目一般質問	67
○白坂教育課長答弁	67
(5) 川尻成美議員第5回目一般質問	67
○白坂教育課長答弁	68
(6) 川尻成美議員第6回目一般質問	68
○岩田教育長答弁	68
(7) 川尻成美議員第7回目一般質問	68
○白坂教育課長答弁	69
(8) 川尻成美議員第8回目一般質問	69
○田渕住民生活課長答弁	70
(9) 川尻成美議員第9回目一般質問	70
○竹崎町長答弁	71
(10) 川尻成美議員第10回目一般質問	72
(1) 坂本登議員第1回目一般質問	72
○竹崎町長答弁	73
○岩田教育長答弁	74
○田渕住民生活課長答弁	74
○川尾税務課長答弁	75
○下田総務課長答弁	75
○白坂教育課長答弁	76
(2) 坂本登議員第2回目一般質問	76
○竹崎町長答弁	77
(3) 坂本登議員第3回目一般質問	77

○竹崎町長答弁	77
(4) 坂本登議員第4回目一般質問	78
○田渕住民生活課長答弁	78
(5) 坂本登議員第5回目一般質問	78
○川尾税務課長答弁	78
(6) 坂本登議員第6回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	79
(7) 坂本登議員第7回目一般質問	79
○白坂教育課長答弁	81
(8) 坂本登議員第8回目一般質問	82
○岩田教育長答弁	82
(9) 坂本登議員第9回目一般質問	82
○竹崎町長答弁	82
(10) 坂本登議員第10回目一般質問	83
○竹崎町長答弁	83
(11) 坂本登議員第11回目一般質問	83
7 散 会	84

第3号（3月15日）

頁

1 議事日程	87
2 出席議員氏名	87
3 欠席議員氏名	88
4 説明のため出席した者の職氏名	88
5 事務局職員出席者	88
6 開会 開議	90
(一括議題＝日程第1から日程第11まで)	
第1 議案第3号 平成31年度芦北町一般会計予算	90
第2 議案第4号 平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	90
第3 議案第5号 平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算	90
第4 議案第6号 平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	90
第5 議案第7号 平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	90
第6 議案第8号 平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算	90
第7 議案第9号 平成31年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	90
第8 議案第10号 平成31年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	90

第9	議案第11号	平成31年度芦北町水道事業会計予算	90
第10	議案第12号	芦北町空家等対策に関する条例の制定について	90
第11	議案第13号	芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について	90
第12	請願第1号	国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書	104
第13	議員派遣の件		108
	(一括議題＝日程第14から日程第18まで)		
第14	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		108
第15	建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出		108
第16	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出		108
第17	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		109
第18	議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出		109
7	閉会		109

平成31年第1回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成31年3月4日

午前10時 開 会

於 議 場

1 議事日程

開会宣告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定について

第 3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

第 4 議案第 1 号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

第 5 議案第 2 号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

第 6 平成31年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第7から日程第17まで）

第 7 議案第 3 号 平成31年度芦北町一般会計予算

第 8 議案第 4 号 平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

第 9 議案第 5 号 平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算

第10 議案第 6 号 平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

第11 議案第 7 号 平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

第12 議案第 8 号 平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算

第13 議案第 9 号 平成31年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

第14 議案第10号 平成31年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

第15 議案第11号 平成31年度芦北町水道事業会計予算

第16 議案第12号 芦北町空家等対策に関する条例の制定について

第17 議案第13号 芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について

第18 議案第14号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第19 議案第15号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

第20 議案第16号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

第21 議案第17号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する

- 基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 第22 議案第18号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第23 議案第19号 芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第24 議案第20号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第25 議案第21号 芦北町過疎地域自立促進計画の変更について
- 第26 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書

(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 藤 井 公 輔 君	2番 荒 川 知 章 君
3番 林 田 燿 宏 君	4番 坂 本 登 君
5番 宮 内 道 則 君	6番 寺 本 順 一 君
7番 古 村 逸 男 君	8番 白 坂 康 浩 君
9番 前 田 徹 一 君	10番 元 山 秀 志 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 寺 本 修 一 君	14番 岡 部 恵美子 君
15番 草 野 安 道 君	16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 長 岩 田 繁 義 君	総 務 課 長 下 田 研 君
企画財政課長 一 丸 喜八郎 君	税 務 課 長 川 尾 敏 浩 君
住民生活課長 田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長 櫻 井 優 一 君
健康増進課長 田 中 公 広 君	農林水産課長 福 田 貴 司 君
商工観光課長 園 川 民 夫 君	建 設 課 長 長 崎 十三男 君
上下水道課長 杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長 白 坂 達 也 君
生涯学習課長 福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長 竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 上 野 孝 司 君 次長(課長補佐) 岡 田 謙 治 君

議長諸般の報告

1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）

2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会

期 日 平成30年12月25日（火）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題
- ・平成29年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算認定について（可決）
 - ・平成30年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）について（可決）
 - ・熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について（可決）

3 水俣芦北広域行政事務組合議会臨時会

期 日 平成31年2月5日（火）

場 所 水俣芦北広域行政事務組合多目的ホール

- 議 題
- ・工事請負契約の締結について（可決）

4 熊本県町村議会議長会第69回定期総会

期 日 平成31年2月15日（金）

場 所 ホテル熊本テルサ（熊本市）

表 彰 全国町村議会議長会表彰状伝達
熊本県町村議会議長会表彰

- 議 題
- ・会務報告
 - ・平成29年度歳入歳出決算の認定を求める件（認定）
 - ・平成31年度歳入歳出予算の議決を求める件（可決）
 - ・各郡提出案件の審議（葦北郡：交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）（可決）
 - ・宣言（可決）
 - ・決議（可決）
 - ・「平成28年熊本地震」からの復旧・復興に関する特別決議（可決）

平成31年3月4日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

芦町監第33号
平成31年2月8日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行 様

芦北町監査委員 井 川 良 一

芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2 検査現在期日

平成31年1月31日

3 検査実施日

平成31年2月8日

4 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符合し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,014,317,889 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基金に関する現金	5,918,459,217 円
	歳入歳出外現金	53,773,601 円
	計	6,986,550,707 円
水道事業会計		323,849,343 円

平成 3 1 年度第 1 回芦北町議会定例会 請願文書表

【請 願】

番 号 受理年月日	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
請願第 1 号 H31. 2. 14	芦北町大字 湯浦227-2	(請願者) 徳田 健児 (紹介議員) 林田 耀宏	国に対し「消費税増 税中止を求める意見 書」提出を求める請 願書	総務 常任委員会

開会 午前１０時００分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

ただいまから平成３１年第１回芦北町議会定例会を開会します。

会議に先立ちまして、表彰状の伝達を行います。

まず、全国町村議会議長会表彰、町村議会議員特別表彰、前熊本県町村議会議長会会長 寺本修一議員。

次に、１５年以上在職表彰、草野副議長。同じく、白坂議員。

次に、熊本県町村議会議長会表彰２３年以上在職表彰、川尻議員。１５年以上在職表彰、草野副議長。同じく、白坂議員。

寺本修一議員より、順次、演壇にお願いします。

[表彰状の伝達]

○議長（宮尾秀行君） 以上で、伝達を終わります。

次に、２月１１日付けで就任されました岩田教育長の挨拶を許可します。岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しを得て、議場において挨拶をさせていただきますことに深く感謝申し上げます。

このたび、２月１１日付けで教育長を拝命しました岩田でございます。法律改正後、新教育委員会制度に移行して初めての議会でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私は、町政の基本理念である「すべては次代を担う子どもたちのために」を念頭におき、教育理念の「温故創新」の下、郷土の未来を育む人づくりを目指してまいりたいと考えております。

学校教育に関しましては、基礎学力の向上はもとより、心の教育等の情操教育や情報化教育を総合的に推進するとともに、安心して学ぶことができる環境整備に努めてまいりたいと考えております。

社会教育に関しましては、生涯学習やスポーツ・文化振興において、さらなる充実・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、教育委員会が取り組むべき課題を一つひとつ丁寧に対応していき、竹崎町長の下、教育行政の推進に誠心誠意努めてまいりますので、皆さま方の御支援・御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 挨拶が終わりました。

これより本日の会議を開きます。

お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

第1 会議録署名議員の指名

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、9番 前田君
及び10番 元山君の2名を指名します。

-----○-----

第2 会期の決定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第2「会期の決定について」を議題とします。

本定例会の会期は、議会運営委員会からの答申に基づき、本日から3月15日ま
での12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から3月15日までの12日間に決定しました。

-----○-----

第3 諸報告

○議長（宮尾秀行君） 日程第3「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果、閉会中に出席した議長諸般の報告及び町長の行政報告の
内容は、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

〔「議長、協議、議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 議長の諸般の報告でですね、3番目に水俣芦北広域行政事務
組合の会議、臨時議会で2月の去る5日に水俣芦北広域事務組合の芦北消防署のほ
うの工事契約が可決されたと思います。聞き及んでおりますが、昨年10月30
日に全員協議会で説明をされましたが、この工事請負とは大幅に異なっており
というふうに思いますので、その内容説明をですね、負担金も伴うことですので、
議長の詳細な、広域で決まった形、分担金も含めて、それを説明するか、資料を提
供するか、いかにかしてもらいたいというふうにお願いをいたすところでございま
す。よろしく取り計らいをお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 会議が終了後、検討したいと思います。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

第4 議案第1号 平成30年度芦北町一般会計補正予算（第7号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第4、議案第1号「平成30年度芦北町一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

本案について、説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 皆さん、おはようございます。

議案第1号、平成30年度芦北町一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,329万5,000円を追加し、総額を104億3,841万7,000円とするものでございます。

また、第2条で繰越明許費を、第3条で債務負担行為を、第4条で地方債の補正をそれぞれ計上いたしております。

内容につきましては、予算書をもとに歳出から御説明いたします。

予算書の13ページをお開きください。

款2総務費です。項1目1の一般管理費120万円は、早期退職に係ります退職手当組合特別負担金の増額です。目5財産管理費の1,076万3,000円は、基金運用益の増加に伴う積立金76万3,000円と、ふるさと応援寄附金の増額見込分の積立金1,000万円です。目6企画費の400万円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品及び通信運搬費です。項3目1の戸籍住民基本台帳費は、国庫補助金への財源の組み替えです。

款3民生費です。項1目1の社会福祉総務費240万9,000円は、国の2次補正に伴うプレミアム付き商品券の広報等の準備に係る経費です。目2障がい者福祉費の2,985万5,000円は、給付対象者や利用回数の増加に伴い、所要額をそれぞれ増額するものでございます。目4高齢者福祉費の385万4,000円は、老人ホームの対象者の増加に伴う老人保護措置費委託料です。

予算書の14ページをお願いいたします。

項2目1の児童福祉総務費9万4,000円は、町外施設入所児童に係る一時預かり事業負担金です。

款5農林水産業費です。項1目9の中山間地域総合整備事業費58万2,000円は、県が実施します同事業において、事業費の増額があったことから、所要額の負担金補助金をそれぞれ増額するものです。目11地域資源活用総合交流促進施設管理費の24万円は、電気料の増加に伴う光熱費の増額です。項2目2の林業振興費52万円は、有害鳥獣の捕獲数の増加に伴う補助金の増額です。

款7土木費です。項2目3の道路新設改良費1億1,449万7,000円は、町道芦北射場線に係る社会資本整備総合交付金の追加交付が見込まれることから、工

事請負費の9,800万円の増額と、国の2次補正に伴う道路災害防除に係る測量設計委託料400万円と、工事請負費1,000万円です。また、県が実施します道路改良事業において事業費の増額があったことから、所要額の負担金を249万7,000円を増額するものです。目4橋りょう維持費の1,460万円は、国の2次補正に伴い、社会資本整備総合交付金の交付が見込まれることから、工事請負費を計上するものです。

予算書の15ページをお願いいたします。

項3目4の砂防費905万2,000円は、県が実施します急傾斜地崩壊対策事業等において事業費の増額があったことから、負担金をそれぞれ増額するものです。項4目1の港湾管理費の315万円の減額は、県が実施します港湾整備事業において事業内容に変更が生じたことから、負担金の減額を行うものです。

款8消防費です。目1常備消防費の9万5,000円は、火薬取締法に基づく事務件数の増加に伴う負担金の増額です。目2非常備消防費の33万5,000円は、国の2次補正に伴い、消防団設備整備補助金の交付が見込まれることから、備品購入費を計上するものです。

款9教育費です。項2小学校費の目1学校管理費8,147万6,000円は、国の1次補正による交付金の見通しが立ったことから、各小学校の特別教室22教室に設置する空調設備の工事費です。目2教育振興費の105万7,000円は、準要保護児童就学援助費対象者の増加に伴い、扶助費を増額するものです。項3中学校費の目1学校管理費6,457万4,000円は、小学校と同様に各中学校の特別教室15教室に設置する空調設備の工事費です。項4目1の幼稚園費は、国庫補助への財源組み替えです。

予算書の16ページをお願いいたします。

項5目10の地域活性化センター費は、地方債からの財源の組み替えです。項6目2体育施設費70万円は、電気料の増加に伴う光熱水費の増額です。

款11公債費です。目1元金の7万5,000円は、貸付利率の決定に伴い増額するものです。目2利子の353万3,000円の減額は、貸付利率の決定に伴い、不用額を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。

予算書の10ページをお願いいたします。

款1町税です。項1目2の法人8,123万8,000円は、法人町民税の法人割は、当初見込みより増額となったものです。

款9地方交付税は、最後に説明いたします。

款11分担金及び負担金です。目1農林水産業費分担金の16万円は、中山間地

域総合整備事業の増額に伴う分担金です。項２目２の民生費負担金１３６万５,０００円は、老人ホーム入所者の増加に伴う負担金です。

款１３国庫支出金です。目１民生費国庫負担金の１,４９２万６,０００円は、障がい者自立支援給付費等の増額に伴う国庫負担金です。項２目１の総務費国庫補助金１１６万６,０００円は、マイナンバーのシステム整備に係る国庫補助金の増額です。目２民生費国庫補助金の２４０万９,０００円は、プレミアム付き商品券事業の事務費に係る国庫補助金です。目５土木費国庫補助金の５,４３４万９,０００円は、町道射場芦北線工事費等の増額に伴う交付金です。目６教育費国庫補助金の３,１８９万１,０００円は、各小中学校の空調設備設置工事と教育施設のブロック塀の改修に係る交付金です。

予算書の１１ページをお願いします。

款１４県支出金です。目１民生費県負担金の７４６万３,０００円は、障がい者自立支援給付費等の増額に伴う県負担金です。項２目４の農林水産業費県補助金４万９,０００円は、中山間地域総合整備事業の増額に伴う農地集積促進事業補助金です。目７消防費県補助金の１１万１,０００円は、消防団用備品の購入に伴う県補助金です。項３目１の総務費委託金９万５,０００円は、火薬取締法に基づく事務件数の増加に伴う県委託金です。

款１５財産収入です。目２利子及び配当金の７６万３,０００円は、基金運用益の増加に伴うものです。項２目１の不動産売払収入９８６万１,０００円は、町有林の伐採に伴う木材の売払収入です。

予算書の１２ページをお願いいたします。

款１６寄附金の１,０００万円は、ふるさと応援寄附金の増額を見込むものです。

款１７繰入金です。目１町有施設整備基金繰入金の５,０００万円は、各小中学校の空調設備設置工事の財源として基金より繰り入れるものです。目９ふるさと応援寄附金基金繰入金の４００万円は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品代等について、基金より繰り入れるものです。

款１９諸収入です。目２雑入の２,７３３万４,０００円は、平成２９年度の広域負担金の精算に伴う返還金２,２３７万円と、宝くじ収益金を財源とした県市町村振興協会市町村交付金４９６万４,０００円です。

款２０町債です。目１総務債の９１９万８,０００円の減額は、臨時財政対策債の額の確定によるものです。目８教育債の３,６１０万円は、各小中学校の空調設備工事に係る学校教育施設整備事業債５,７５０万円と、生涯学習施設整備事業債の２,１４０万円の減額です。

最後に、１０ページの款９の地方交付税ですが、歳入歳出の不足額９２１万３,

０００円を特別交付税より充当するものでございます。

次に、４ページをお開きください。

表２繰越明許費補正について御説明いたします。款３民生費のプレミアム付き商品券事業から、款１０災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業までの計１３件、総額５億６,８１８万４,０００円は、当初、年度内の完了を予定しておりましたが、状況の変化によって年度内完了が困難となったもの、また今回の補正で計上している事業につきましては適正な事業期間が確保できないため、翌年度に繰り越すものでございます。

予算書は５ページになります。

表３債務負担行為について御説明いたします。年度開始前に契約が必要なふれあいツクールバス運行業務委託料と、利子補給に伴う平成３０年度芦北町設備投資資金利子補給補助金の２件、限度額合計２,３４１万５,０００円を追加するものです。事項別の期間及び限度額は記載のとおりでございます。

予算書の６ページをお願いいたします。

第４表地方債補正について御説明いたします。変更としまして、臨時財政対策債を９１９万８,０００円減額し２億５,０８０万２,０００円に、各小中学校空調設備工事に係る学校教育施設整備事業を５,７５０万円増額し６,６４０万円とするものです。また、生涯学習施設整備事業の２,１４０万円については廃止するものです。

なお、予算書の１７ページから１９ページにかけまして給与費の明細書を、また２０ページに債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、２１ページには地方債の現在高の見込額に関する調書を添付いたしております。

以上で、一般会計補正予算（第７号）の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○１２番（川尻成美君） 最後の補正ですけども、ふるさと応援寄附金のほうが総額ですね、今まで、２月２８日現在で総額はどれくらい来ているのか。この１か月で１,０００万円予定があるもんですから、相当１億円近く来てるのかなというふうに思いましたので、だいたい分かれば現在でいくらということを教えてもらいたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） ふるさと応援寄附金につきましては、２月というか、１月現在でよろしいでしょうか。１月現在で今８,７３２万６,０００円ほどになっておりまして、１億円に近いような数値にいくんではないかというふうに今感じ

ているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

————○————

第5 議案第2号 平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（宮尾秀行君） 日程第5、議案第2号「平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」を議題とします。

本案について、説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第2号、平成30年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

予算の総額に歳入歳出それぞれ3,715万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を23億8,352万8,000円とするものでございます。

予算書をもとに、歳出から説明いたします。

予算書は7ページになります。

款2保険給付費、項1目1居宅介護サービス給付費の3,541万9,000円と、目9居宅介護サービス計画給付費の173万7,000円は、実績見込みによる増額です。

款4地域支援事業費、項1目1介護予防生活支援サービス事業費は、国庫補助金への財源組み替えです。

次に、歳入につきましては6ページになります。

款3国庫支出金、項2目4保険者機能強化推進交付金の330万6,000円は、地域支援事業に係る交付金です。

次の款8繰越金3,385万円は、前年度繰越金を補正財源とするものでございます。

以上で、議案第２号の説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第２号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第６ 平成３１年度施政方針と予算大綱説明

○議長（宮尾秀行君） 日程第６「平成３１年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。
竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。

本日、平成３１年第１回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中、御出席を賜り、誠にありがとうございます。また、先ほど全国町村議会並びに熊本県町村議会より表彰をお受けになりました議員皆さん方に心からお喜びを申し上げます。これまでの御功績に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げ、あわせて今後ますますの御発展を御祈念申し上げます。

それでは、本定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

国においては、地方が人づくり革命や地方創生の推進、防災・減災対策等に取り組みつつ、安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、平成３０年度を下回らないよう、実質的に同水準を確保することを基本として、平成３１年度地方財政対策が講じられております。

本町におきましても、第２次芦北町総合計画の目標と将来像である「個性輝き活力と魅力あふれた安全・安心を実感できる町」の創造に向けて、スピード感を持った施策の立案と実施を視点として予算編成を行いました。

まず、予算編成、規模について申し上げます。

平成３１年度は、第２次総合計画前期基本計画及び総合戦略の最終年度となりま

す。健全で持続可能な財政運営を基本に、積極的な事業展開を図ることとしました。その結果、一般会計予算総額は、過去最高の１０９億８，５００万円となりました。

歳入の主なものについて申し上げます。

町税につきましては、主要企業の増収・増益見込みによる法人町民税の増などにより、前年度比３，７７５万円増となる１７億９，６９６万円を計上しました。

地方交付税につきましては、３５億９，４００万円を見込み、国県支出金につきましては３億７，９８９万円増の合計１９億７，６６７万円を計上しております。

繰入金は、財政需要や普通交付税の合併算定替の特例措置の減額に対応するため、まちづくり振興基金の繰入れをはじめとして、総額７億３，８７０万円を計上し、町債は、過疎対策事業債や臨時財政対策債等１６億１，４９０万円を措置しました。

歳出につきましては、人件費が、委員等報酬の増などにより、１，０４３万円増の１８億９，３０６万円となっております。

扶助費につきましては、１７億１４０万円を措置しました。

投資的経費につきましては、芦北町地域コミュニティセンター建設費などにより、前年度から９億８，１５３万円増の２２億７，２０５万円を措置しました。

以下、平成３１年度当初予算に盛り込みました主な施策について、第２次総合計画に定めました５つの柱ごとに概要を説明いたします。

第１は、「地域活力と雇用を生み出す産業づくり」についてであります。

本町の基幹産業である農林漁業は、従事者の高齢化や担い手不足、国内外の産地間競争による価格の低迷、異常気象による災害や環境の変化に伴い、農業では耕作放棄地が増加し、林業では適正な森林施業ができない状況となっており、さらに漁業では漁獲量の減少が続くなど、厳しい経営状況が続いています。

このような中、本町農林漁業の現状を的確に把握し、「未来につなげる芦北町農林漁業振興基本条例」の理念を具現化する施策を展開してまいります。

まず、高齢化する農業従事者対策として、農作業委託に対する支援を引き続き実施し、労働力の確保、農産物の品質・生産量の維持を図ってまいります。また、農業後継者の就農直後の経営確立を支援するため、国の農業次世代人材投資資金を活用して、次代を担う人材の育成と確保に努めてまいります。

農業委員会におきましては、引き続き担い手への農地集積を図りながら、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、農地利用の適正化に向けて積極的に取り組んでまいります。

農地の保全管理と多面的機能の維持・確保につきましては、中山間地域等直接支払交付金事業などを推進して、地域活動組織の支援を行ってまいります。

果樹振興につきましては、優良品種の苗木導入、品質向上資材の購入、生産基盤

となるハウスの修繕及び園内道整備などに対する支援を引き続き行ってまいります。

畜産業につきましては、優良血統の素牛導入に対する支援など、あしきた牛のブランド維持に向けて取り組んでまいります。

鳥獣被害対策につきましては、猟友会との連携をさらに強化するとともに、狩猟免許取得支援をはじめ、防護柵や電気柵設置などに対する支援を行ってまいります。

農業農村整備につきましては、芦北宮浦地区、国見地区などの基盤整備を推進するとともに、計石地区の基盤整備実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

農道及び用排水路の維持補修につきましては、町単独の補助金を措置し、要望に応じてまいります。また、九州新幹線などによる渇水被害対策につきましては、安定した用水を供給するため、受益者と連携を図り、ため池等の適正な維持管理に努めてまいります。

林業の振興につきましては、活用期に達した森林の伐採や搬出作業に伴う支援を継続するとともに、皆伐後の荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り、鹿ネットの設置に対する支援を引き続き行ってまいります。

木育事業につきましては、1歳児に町産材を使用した木のおもちゃを贈呈することで、木のぬくもりに触れる機会を提供し、将来的な木材需要拡大を目指します。さらに、本町独自の木造住宅建築支援事業や、林道・作業路舗装事業なども継続してまいります。また、新規事業として、森林環境譲与税を財源とし、自ら森林管理を行うことができない所有者に替わって、町が管理を行う森林経営管理事業に取り組んでまいります。

漁業の振興につきましては、漁業者の負担軽減及び所得向上策として、漁船保険事業や田浦銀太刀に続くサワラのブランド化に対する支援を継続してまいります。また、魅力的で良質な特産品の開発に引き続き取り組んでまいります。

漁港整備事業につきましては、海浦、井牟田及び大矢漁港海岸の機能診断調査を行い、適正な維持管理に努めてまいります。

商工業の振興につきましては、創業等店舗整備支援事業補助金、特産品等開発支援事業補助金、プレミアム付商品券発行補助金を措置し、商工業者の育成・強化を図るとともに、町内での消費喚起による地域経済の活性化を図ってまいります。

また、八代市・氷川町・芦北町での定住自立圏連携事業として、八代圏域ツナガルインターンシップ推進事業負担金を引き続き措置いたしました。

企業誘致につきましては、旧計石小学校への熊本電力株式会社の進出と併せ、インターネットによるマッチングサイトの構築費用を措置し、空き教室へのサテライトオフィス誘致を進めてまいります。

観光振興につきましては、定住自立圏連携事業であるシトラス観光圏推進事業な

どにおいて、県内外での観光PR等に引き続き取り組むとともに、観光協会と連携した情報発信に努めてまいります。また、本町の観光資源である「観光うたせ船」については、保存・活用検討会議の提言を踏まえ、観光うたせ船等総合振興事業の創設や地域おこし協力隊の導入、観光商品の造成など、今後の振興と存続に向け取り組んでまいります。

地域資源を活かした特産品事業として、御立岬温泉塩を中心とした町内食材のPRを図るため、福岡市などにおいて芦北フェアを開催し、販路拡大を図ってまいります。

観光イベントにつきましては、御立岬ビーチサッカーフエスティバルや芦北うたせマラソン大会などを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

芦北海浜総合公園、御立岬公園、温泉センター及び物産館につきましては、計画的に施設の維持修繕等を行い、利用環境の改善や適正な施設運営に努めるとともに、御立岬公園についてはレーシングカートの導入を進めるなど、誘客に向けた取組を進めてまいります。

ふるさと応援寄附金事業につきましては、返礼品競争が問題となる中、これまでどおり制度の趣旨を尊重しながら、町内の産業振興と地方創生の財源確保に向け、町内企業等と連携し充実を図ってまいります。

第2に、「地域で守り育てるまちづくり」についてであります。

健康づくり事業につきましては、第3期推進計画に基づき、「生涯現役・健康寿命の延伸」に向け、ライフステージに合わせた取組を引き続き推進してまいります。

平成30年度から始めた地区や学校等を対象とした、身近な健康教室である健康応援メニューについても内容の充実を図ってまいります。また、糖尿病等による重症化予防を推進するとともに、身体活動による健康づくりのひとつとして、スロージョギングや健康体操の普及を図ってまいります。さらに、新たな取組として、芦北町自殺対策計画に基づく各種事業の実施や、乳がん検診など、婦人科検診の一部を医療機関で受診できる体制を整備します。

女島活力推進センター及び環境学習公園は、社会福祉協議会と連携して、水俣病の情報発信を目的とした「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」や「もやい祭り」を開催する等、地域のもやい直し・環境学習等の活動拠点として利用推進を図ってまいります。また、高齢の水俣病被害者の方などが地域で安心して生活が送れるよう、引き続き在宅支援事業に取り組んでまいります。

高齢者福祉につきましては、第7期事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるよう支援してまいります。また、災害時における避難行動要支援者の情報を地域の支援者へ提供し、支援体制の強化を図ってまいります。

障がい者福祉につきましては、第4期プランなどに基づき、障がい者の皆さんの心身の状況やニーズに配慮したサービスの提供に努めるとともに、各種事業を通じ障がいに対する理解促進及び社会参加への機運醸成を図ってまいります。

地域福祉活動につきましては、第3次計画に基づき、住み慣れた地域で生きがいをもって暮らすことができる社会の推進を図るため、社会福祉協議会や民生児童委員との連携に努めてまいります。

児童福祉につきましては、引き続き保育料の負担軽減や子ども医療費の一部負担金を無料化し、子育て世帯の経済的負担軽減を図るとともに、保護者が安心して子育てができる環境整備として、老朽化した保育園舎の建て替えや保育士の配置及び処遇改善の取組に対し支援を行います。

消費者行政については、定住自立圏連携事業として、消費者被害の未然防止や早期解決に努めてまいります。

第3に、「郷土の未来を育む人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創る、という芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、論語素読や空手道の指導を継続し、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成を図ってまいります。

学校教育につきましては、児童・生徒のさらなる学力向上のため、教育現場に精通した指導主事を配置し、指導体制を強化してまいります。

学習環境の整備・充実につきましては、学校施設の適切な維持修繕を行うとともに、教育用コンピューターの更新を行うなど、ICT機器の効果的な活用を図ることで、児童・生徒の学力向上を図ってまいります。

また、いじめ・不登校問題等に対応するため、引き続き不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。また、特別支援教育においても、増加傾向にある“気になる児童・生徒”に対して支援員を配置し、きめ細やかな指導を行ってまいります。

幼稚園の運営につきましては、小・中学校などと連携・交流を図り、様々な体験活動を通じて、たくましく心豊かな園児となるよう取り組んでまいります。また、入園者数の減少、行財政改革の観点から、閉園に向けて進めてまいります。

学校給食につきましては、施設の適正な維持管理、衛生的な給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して提供するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食と地産地消にも取り組んでまいります。

また、芦北高校の入学者確保と高校の魅力向上に資するため、芦北高校総合支援事業補助金を引き続き措置し、学校、同窓会、行政が一体となって、生徒確保に向けた取組を進めてまいります。

スポーツの振興につきましては、社会体育クラブや総合型地域スポーツクラブ等の支援を行うとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図ってまいります。また、トップアスリートの合宿誘致事業に取り組み、次代を担う青少年の夢を育むとともに、町外から競技力向上を目的に、町内に下宿等を行う中学生に対して支援を行い、競技スポーツの強化を継続してまいります。

古石地区生涯学習センターみどりの里におきましては、管理団体により引き続きボルダリング教室等を実施するとともに、ボルダリング協会の体制強化と利用促進を図ってまいります。

生涯学習につきましては、町民講座や平成生き生き大学等を開催し、受講者の自己研鑽と学習環境の充実に努めてまいります。また、心豊かな子どもたちを育む学習の場として、子ども体験学習事業、演奏家派遣事業などを開催するとともに、地域ボランティアの協力を得ながら、放課後子ども教室事業を継続してまいります。

文化振興につきましては、演能会や文化祭を引き続き行い、文化意識の高揚を図るとともに、全国大会出場者等に補助金を交付し、文化活動の振興を図ってまいります。

文化財の保存・調査につきましては、佐敷城跡をはじめとした町内文化財の適正な管理に努めるとともに、佐敷東の城跡の調査検討を行います。また、町史編さんにつきましては、平成33年度刊行に向け、関連資料の記録、収集、調査を継続してまいります。

芦北町総合コミュニティセンターの整備につきましては、いよいよ建築工事に着手します。あらゆる世代が集い、つながり、学び、継承する、豊かな人づくりの場として、平成32年度のオープンを目指してまいります。

星野富弘美術館は、作品の展覧会や公募展を引き続き開催するとともに、姉妹館である群馬県の富弘美術館と連携し、文化・芸術事業の充実に努めます。また、町内小中学校と連携し、美術館の詩画作品を活用した心の教育を推進してまいります。

次に、国際交流につきましては、国際交流員による異文化体験事業をはじめ、町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどの啓発、交流事業を実施するとともに、カンボジアに学校を贈る運動に代表される国際協力、貢献事業を支援してまいります。英国派遣事業につきましては、引き続き中学生・高校生を派遣し、人材育成を図ってまいります。

第4に、「暮らしを支える基盤づくり」についてであります。

交通ネットワークの整備につきましては、主要事業である町道射場芦北線改良事業の本体工事を引き続き実施し、芦北インターチェンジから国道3号へのアクセス

の向上、安全な通学路の確保、町民総合センターへの避難道路として整備を進めてまいります。

また、インフラ等の老朽化対策につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して、橋りょう補修設計や橋りょう補修工事のほか、管内町道の路面性状調査を実施するとともに、その他の町道につきましても、計画的な改良と維持補修を行い、安全確保に努めてまいります。

県道関係につきましては、改良工事等に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、球磨田浦線等における未改良区間の早期実施を要望してまいります。

自然災害対策につきましては、危険ブロック塀等の除去に係る補助金を措置し、避難通路や通学路の安全確保に積極的に取り組んでまいります。

公営住宅につきましては、平成30年度に見直しを行った公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理に努めてまいります。

一般住宅につきましては、熊本地震や大阪府北部地震を踏まえ、木造住宅の住宅耐震化促進事業に引き続き取り組むとともに、空き家等対策に対しましても安全・安心な生活環境づくりのため、積極的に取り組んでまいります。

交通対策につきましては、平成30年度に作成する地域公共交通網形成計画に基づき、関係機関や交通事業者と連携しながら、公共交通サービスの見直しを実施し、利用促進を図ります。

災害に強いまちづくりを推進し、町民の安全・安心を確保するため、常備消防の支援を行うほか、積載車や小型動力ポンプ等の充実を図ります。

自主防災組織につきましては、「芦北町自主防災組織連絡会」の活動を支援し、「自助」「共助」の観点から地域防災力の向上を図ってまいります。

防犯対策につきましては、犯罪抑止のため防犯カメラを計画的に更新するとともに、防犯灯設置に対する助成を行ってまいります。

次に、水供給対策につきましては、水道区域外の地域に対して、安全・安心な生活用水の確保を図るため、飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策につきましては、公共用水の水質汚濁の防止、快適で衛生的な生活環境への改善を図るため、引き続き浄化槽設置に対する支援を行ってまいります。

ごみの減量化につきましては、家庭における分別の促進や生ごみ処理機購入等の補助を実施するとともに、資源ごみのリサイクルを推進し、また、町内全域において実施している祝日のごみ収集業務を引き続き行ってまいります。

環境保全活動につきましては、CO₂削減による地球温暖化防止を目的としたグリーンカーテンの普及促進及び町と住民が連携したごみの不法投棄に対する巡回監

視を強化するとともに、看板設置や広報活動等、住民の環境意識の啓発に努めてまいります。

水俣病関連事業につきましては、相談窓口を設置して各種相談にきめ細やかな対応をするとともに、もやい直し事業や地域再生事業に引き続き取り組んでまいります。

第5に、「住民と行政の協働のまちづくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、地域づくり、スポーツ・文化振興、交流活動等に意欲的に活動する団体の支援を通して、人材育成を図るとともに、まちづくり支援事業を継続し、住民の主体的な活動を支援してまいります。

移住・定住対策につきましては、利活用可能な空き家の確保を図るとともに、移住体験住宅を整備し、移住・定住を促進してまいります。また、地域おこし協力隊の町への定住に向けた支援を行ってまいります。

行・財政の運営につきましては、今後も効率的な行政組織の見直しと、定員の適正化に努め、町民ニーズに的確に対応するとともに、職員研修や人事評価による職員の意識改革と資質向上を図り、強固かつ柔軟な役場組織づくりに努めてまいります。

公共施設の計画的な整備等の推進につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、個別施設計画の策定準備を進めてまいります。また、利用計画のない町有地などにつきましては、払下げや貸付けなどにより有効活用を図ってまいります。

町の情報発信につきましては、引き続き、広報あしきた、まちだより、ホームページを活用した情報提供に努めるとともに、広報紙面にユニバーサルデザインフォントを導入するなど、高齢者や障がいのある方への配慮も行なってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、29億9,700万円を措置いたしました。引き続き、健康づくり推進事業を実施し、特定健診や重症化予防等の医療費適正化に取り組み、国保財政の健全な運営を堅持してまいります。

吉尾温泉診療所につきましては、2,400万円を措置いたしました。車両での患者送迎の充実により、通院の利便性確保と診療効率化を図ってまいります。また、へき地医療支援機構や地元医療機関との連携による医師派遣の継続により安定した運営を進め、吉尾地域の方が安全・安心な生活を送れるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては、23億1,800万円を措置いたしました。第7期介護保険事業計画に基づき、介護・医療等の支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう努めてまいります。また、適正な介護保険事業を運営するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の充実、地域包括ケアシステ

ムの深化・推進を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、処理施設の適切な更新と安定した施設運営を図るための維持管理費として、２億１，９００万円を措置いたしました。

生活排水処理事業につきましては、放流水の安定した水質を確保するため、維持管理費として５，７００万円を措置しました。引き続き、適切な施設管理に努めてまいります。

町有温泉事業につきましては、１億４００万円を措置いたしました。各施設におきましては、おもてなしの接客と計画的な修繕等を実施し、快適な入浴環境の確保に努めてまいります。また、大野温泉センターにつきましては、指定管理者と連携し、誘客を図ってまいります。

奨学資金貸付事業につきましては、２，６００万円を措置いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、２億８，３００万円を措置いたしました。健康診査委託事業や人間ドック健診補助を実施し、町民の健康保持・増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

公営企業会計である水道事業につきましては、３億４，７００万円を措置いたしました。安全・安心な水道水供給のため、老朽化した管や施設の更新及び耐震化を計画的に実施し、安定経営に努めてまいります。

以上、一般会計、特別会計及び水道事業会計をあわせた平成３１年度の予算総額は１７３億６，０００万円となっております。

結びに、大規模な災害が相次ぎ、また人口減少・超高齢化時代を迎えた「平成」から新しい元号が定められる改元の年となります。時代が変わっても「すべては、次代を担う子どもたちのために」の基本理念のもと、芦北町に住みたい、住み続けたいと感じられる、個性輝く「ふるさと芦北町」の実現に向けて、全力で邁進してまいります。

議会並びに町民の皆さまの御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（宮尾秀行君） 町長の説明が終わりました。

ここで暫時休憩します。１１時１５分より再開をいたします。

—————○—————

休憩 午前１１時０６分

再開 午前１１時１５分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

—————○—————

第 ７ 議案第 ３号 平成３１年度芦北町一般会計予算

- 第 8 議案第 4 号 平成 31 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
第 9 議案第 5 号 平成 31 年度芦北町介護保険事業特別会計予算
第 10 議案第 6 号 平成 31 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
第 11 議案第 7 号 平成 31 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
第 12 議案第 8 号 平成 31 年度芦北町有温泉事業特別会計予算
第 13 議案第 9 号 平成 31 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
第 14 議案第 10 号 平成 31 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
第 15 議案第 11 号 平成 31 年度芦北町水道事業会計予算
第 16 議案第 12 号 芦北町空家等対策に関する条例の制定について
第 17 議案第 13 号 芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） これから日程第 7、議案第 3 号「平成 31 年度芦北町一般会計予算」から日程第 17、議案第 13 号「芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について」は、議会運営委員会の答申に基づき、会議規則第 36 条の規定により一括議題とします。

ただいま一括議題としました議案については、先ほどの日程第 6「平成 31 年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また先の議会運営委員会において委員会付託とする旨の答申がっておりますので、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

したがって、一括議題の議案は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから一括議題の質疑を行います。先の議会運営委員会において、委員会付託の答申がっておりますので、質疑はあくまで総括的かつ大綱にとどめるように求めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第 3 号から議案第 13 号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におかれましては、慎重な審査をされ、その結果を最終日の本会議

において各常任委員長から報告願います。

—————○—————

第 18 議案第 14 号 芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 18、議案第 14 号「芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第 14 号、芦北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、改正をするものです。

内容としては、超過勤務命令を行うことができる上限を定める等、所要の措置を講ずるものです。また、人事院規則、国家公務員の措置等を踏まえ、規則に委任する規定となっております。

附則として、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 14 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 14 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 19 議案第 15 号 芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 19、議案第 15 号「芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 議案第15号、芦北町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の改正は、熊本県からの事務権限委譲に伴い、火薬類の譲渡または譲り受けの許可に関する事務を実施するにあたり手数料を徴収するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、芦北町手数料条例の別表に火薬類譲渡許可申請手数料及び火薬類譲受許可申請手数料を追加する改正でございます。

附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

なお、提案理由につきまして記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第15号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第20 議案第16号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第20、議案第16号「芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第16号、芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、国が定める児童福祉法の一部が改正されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、児童福祉法第21条の5の5に、共生型障がい児通所支援事業者の特例の一つの条が新たに追加されたため、その後の条が1条ずつ繰り下がったこ

とによる引用条文の改正でございます。

附則としまして、この条例は公布日が施行日になります。

提案理由につきましては、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

**第21 議案第17号 芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（宮尾秀行君） 日程第21、議案第17号「芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 議案第17号、芦北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

今回の改正は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容は、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として専門職大学が創設されたことに伴いまして、放課後児童支援員の規定に専門職大学の記述を追加するものでございます。

附則としまして、この条例は平成31年4月1日から適用することとしております。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第 22 議案第 18 号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 22、議案第 18 号「芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 議案第 18 号、芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

本案は、土地改良法の一部改正に伴い、条項ずれが生じました。当該条項を引用する本条例においても修正が必要なため、改正を行うものです。

附則として、この条例は平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第 18 号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１８号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

**第２３ 議案第１９号 芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（宮尾秀行君） 日程第２３、議案第１９号「芦北町営土地改良事業分担金徴収
条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。福田農林水産課長。

○農林水産課長（福田貴司君） 議案第１９号、芦北町営土地改良事業分担金徴収条例
の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、土地改良法の一部改正に伴い、条項ずれが生じました。当該条項を引用
する本条例においても修正が必要なため、改正を行うものです。

附則として、この条例は平成３１年４月１日から施行するものです。

なお、提案理由につきましては記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１９号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第１９号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

**第２４ 議案第２０号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水
道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について**

○議長（宮尾秀行君） 日程第２４、議案第２０号「芦北町水道布設工事監督者の配置
基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する

条例の制定について」を議題とします。

本案について説明を求めます。杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 議案第20号、芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

今回の条例改正につきましては、専門職大学の創設に伴い、本条例で定める水道布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の中で、専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなるよう、所要の改正を行うものでございます。

また、技術士法試験の第2次試験において、選択科目の見直しが行われたことに伴い、本条例で定める布設工事監督者の資格要件の上下水道部門の選択科目中、水道関係を削除するものでございます。

附則といたしまして、施行期日は平成31年4月1日から、また経過措置としてこの条例の施行前に選択科目で水道環境を選択して合格した者にあつては、改正後は上水道及び工業用水道を選択したものとみなすものでございます。

提案理由につきまして、記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第20号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決しました。

————○————

第25 議案第21号 芦北町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（宮尾秀行君） 日程第25、議案第21号「芦北町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について説明を求めます。一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） 議案第21号、芦北町過疎地域自立促進計画の変更についてを御説明申し上げます。

今回の変更は、平成32年度の開設を予定しています芦北町総合コミュニティセンター整備事業を本計画に新たに追加するものです。

具体的には、3ページをご覧ください。この部分は、教育の振興のその他の③生涯学習の推進のところですが、イの下線の部分を修正しております。また、その下段、(3)計画の中段、下線部分の公民館整備事業及び子どもの広場（仮称）整備事業を追加し、図書館整備事業を修正するものです。

また、それに伴い、4ページ及び5ページの参考資料の中段の事業内容、概要、事業費及び小計、総計を変更しております。

なお、参考資料の概算事業費、年度区分事業費の単位は、記載してございませんが、千円でございます。

この計画の変更は議決をいただいた日から施行するものとしております。

提案理由につきましては、記載のとおりです。

以上で、説明を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第21号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第26 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書

○議長（宮尾秀行君） 日程第26、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書」についてを議題とします。

請願第1号については、先の議会運営委員会で所管の委員会に審査を付託する旨の答申がっておりますので、会議規則第90条第1項の規定により、お手元に配

付しております請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託します。

所管の常任委員会におきましては、慎重な審査をされ、その結果を本会議において常任委員長から報告願います。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、平成31年度芦北町一般会計予算、歳入の連合審査会につきましては、午後1時から議員控え室で行います。

御苦労様でした。

—————○—————

散会 午前11時35分

平成31年第1回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成31年3月14日

午前10時 開 議

於 議 場

1 議事日程

第1 一般質問

（散 会）

2 出席議員（16人）

1番 藤 井 公 輔 君
3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君
9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

2番 荒 川 知 章 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 白 坂 康 浩 君
10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	下 田 研 君
企画財政課長	一 丸 喜八郎 君	税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君
住民生活課長	田 淵 耕 一 君	福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 上 野 孝 司 君 次長（課長補佐） 岡 田 謙 治 君

平成 3 1 年第 1 回定例会一般質問通告表

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手
1	林田耀宏	1 芦北町営住宅管理と今後の運営について	芦北町営住宅は現在 1 7 カ所あり、古い住宅は築 4 0 ～ 5 0 年が経過している。 ① そのような古い住宅の廃止を含め維持管理はどのように考えているか。 ② 特定公共賃貸住宅が佐敷、田浦地区合わせて 3 箇所あり、いずれも満室である。若い世代などの入居を見据え、地域バランスを考えることで湯浦地区に建設する考えはないか。	町 長 担当課長
		2 水道民営化と水道料金改定後の状況について	平成 3 0 年 1 2 月水道法が改正され、民間の資金や手法を活用するコンセッション方式を導入することが可能になった。 ① 民営化をどのように考えているか。 ② 平成 3 0 年 4 月から新料金に改定されたが、老朽管の更新など、その後の状況はどうなっているか。 ③ 住民の不安は災害時の対応である。停電など発生した際の対応はできているのか。	町 長 担当課長
		3 児童虐待防止について	① 年々増加している児童虐待は大きな社会問題となっているが、芦北町での児童虐待の対応件数はどれくらいか。 ② 子どもたちへの虐待に対し、早期発見や適切な保護を図るために、児童虐待防止に関する条例を制定する考えは	町 長 担当課長

			ないか。	
		4 芦北町立武徳殿について	芦北町立武徳殿は、平成10年に国登録有形文化財に登録されている。以前は剣道など武道教育の場として多くの町民が親しみを覚えた場所である。 現在老朽化が進んでいるようだが、今後、どのような保存・活用を考えているか。	教育長 担当課長
2	平松洋一	1 空き家の現状とその対策について	芦北町は高齢化・少子化による人口減少に加え若者及び子育て世代の人口流出が続き世帯減少による空き家の増加等が懸念されている。 ① 本町の空き家の実態をどう把握しているか。 ② 所有者不明の土地・建物の課税状況はどうなっているのか。 ③ 空き家対策は、どう考えているのか。また、空き家バンクの実態は、どうなのか。	町 長 担当課長
		2 ICT（情報通信技術）教育の実態と今後の取り組みについて	近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもを取り巻く環境が大きく変化し日常において、ICTを通じて行うことが当たり前になっており、地方においても最先端の教育環境を整えることが急務である。 ① 小学校、中学校におけるICTの現状はどうなっているか。 ② 教育の情報化加速化プランなどの作成は考えているのか。 ③ 専門機関や遠隔地先進校と	教育長 担当課長

			の接続でより深い学びが望める遠隔合同授業の導入の考えはないか。	
3	川尻成美	1 本町の教育行政への取り組みについて	本年2月より、岩田繁義氏が新教育長に就任された。芦北町教育行政の発展のため期待するものである。 そこで、本町の教育行政のトップとして、今後どう取り組まれるのか、決意のほどをお聞かせ願いたい。 また、芦北町教育大綱の対象期間がH31年度までであり、新大綱づくりに今後着手することになるが、本町の基本理念、基本目標、基本施策はどのような過程や協議を経て作成されるのか。	教育長
		2 海洋環境保全への対応策について	深刻化する海のプラスチックごみ対策は、国際的な問題となっている。 本町においても河川を中心に相当数のプラスチックごみが流出していると思われるが、この現状をどう捉えているのか。 また、本町独自のプラスチックごみ対策を講じる考えはないか。	町 長 担当課長
4	坂本 登	1 国民健康保険と子どもの均等割減免について	国民健康保険は、協会けんぽや組合健保といった被用者保険に比べて高齢者の加入者の占める割合が高く、無職や非正規雇用の労働者など、低所得の加入者が多いという構造的な問題を抱えている。 ① 直近の国民健康保険加入者の世帯数及び被保険者は何人	町 長

		か。 ② 国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割で課税される。それぞれにどのように課税されているか。 また、一人ひとりにかかる均等割は39歳以下の被保険者には介護分はかからないと聞いているがいくらになるか。 ③ 所得のない赤ちゃんから18歳までの子どもに対しても、均等割保険税が課せられている。18歳以下の均等割を免除するには財政はいくら必要か。 ④ 平成29年度決算の滞納状況は219世帯、各種財産の差し押さえ20件、52万7,371円実施となっている。内訳はどうなっているか。	
2	LGBTなど性的マイノリティについて	平成15年、性同一性障がい者の性別の取り扱いに関する法律が、議員立法により制定した。文部科学省は、平成27年4月30日に「性同一性障がいに係る児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」を通知した。 ① この間の国の取り組みを通じてLGBTなど性的マイノリティについて、町長及び教育長はどうように認識しているか。 ② LGBTなど性的マイノリティに関する意識調査を、町民と児童・生徒を対象にして実施する考えはないか。 ③ LGBTなど性的マイノリ	町長 教育長

			ティに対する正しい知識を持ち、理解することが重要である。町職員、教育関係者等を視察研修や学習会等に参加させる考えはないか。また、性のあり方は一人ひとり違うことを理解し、お互いを尊重し合える社会となるため、職員として知っておくべき基礎知識ハンドブックを町で作成し活用する考えはないか。 ④ L G B Tなど性的マイノリティに対する無関心・無知や固定観念・思い込みによる差別や偏見をなくすために、性別、性自認、性的指向、同性パートナーなどを理由とした差別を禁止する包括的な人権に関する条例を制定し、誰もが平等に暮らせるように取り組む考えはないか。	
--	--	--	--	--

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

少々時間が早いようでありますけれども、全員お揃いでありますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

第1 一般質問

○議長（宮尾秀行君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配付しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限します。それから、一般質問は通告制であります。質問に関連して求める関連質問は許可しません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

はじめに、林田君。

○3番（林田燿宏君） おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、本日は主な4点について質問させていただきます。

まず1点目、芦北町公営住宅について、2点お伺いします。

現在、芦北町には、公営住宅が田浦に8箇所、佐敷に5箇所、湯浦に4箇所、合計17箇所、631戸あります。しかし、古い住宅は築40年から50年が経過しており、安全面でも対策が必要かと思えます。

そこで、1、そのような古い住宅の廃止を含め、維持管理をどのように考えているのか、2番目に特定公共賃貸住宅が佐敷に1箇所、田浦に2箇所と、合わせて3箇所ありますが、いずれも満室であります。若い世代の入居を見据え、地域バランスを考えることで、湯浦地区に建設する考えはないかお尋ねします。

次に、水道民営化について、3点お伺いします。

まずは、日頃から水道の蛇口をひねったら当たり前のように出てくる水、この陰には芦北町、それに水道事業に取り組む職員の皆さま、そして町内の業者の関係者の皆さまのお陰であり、心から感謝申し上げます。ところで、2013年当時、麻生財務大臣が日本の全ての水道を民営化すると言ったのを機に水道法改正案が、そして平成30年衆議院において可決され、民営化の手法であるコンセッション方式、いわゆる水道施設を自治体が所有したまま、経営権を民間企業に譲渡する方式を導

入しやすいように、水道法の改正が行われました。しかしながら、世界の事例を見てみますと、オーストラリア、イギリス等、水道料金が上がり、フランスのパリにあっては1985年から2009年までに何と2.5倍に跳ね上がり、とうとう2015年には再公営化に踏み切っています。そして、再公営化に踏み切った自治体は、何と世界で37か国、235都市になっています。この背景には、民営化に隠れた2次ビジネスの外資参入の流れもあるといえます。今は大都市レベルの問題ですが、今後は市町村の問題にもなってくるのではないかと危惧しております。

芦北町では、安全安心な生活用水の確保を図るために、将来を見据え、平成30年4月から新料金となり、基本料金が税込み1,080円から1,296円に、超過料金は140円から162円と値上げされました。

そこで、この水道法改正により、水道民営化が可能になりましたが、①芦北町としては、この民営化をどのように考えているのか、2番目に平成30年4月に新料金となりましたが、老朽管の更新等、その後の状況はどうなっているのか、3番目に住民の不安は、いつ起こるかわからない災害時の対応であります。停電等発生した際の対応はできているのか、以上3点お伺いします。

3点目は、児童虐待防止について、2点お尋ねします。

年々増加している児童虐待には、目を覆いたくなる事件もありますが、また死に至ったケースもあり、大きな社会問題となっています。平成29年度、全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は210箇所13万3,778件で、過去最多となり、年々10から20%で増加しております。

熊本県でも545件と、平成28年度対比で25件の増となっています。その中で多いのが、心理的虐待、その次が身体的虐待、そしてネグレクトとなっていますが、①芦北町の児童虐待の相談対応件数はどれくらいあるのかお尋ねします。

そしてまた、東京では、当時5歳児が児童虐待で死亡した事件を念頭に条例を示すことを表明いたしました。今月3日付けの熊本日日新聞にも、児童虐待防止や児童福祉法の改正案の概要が発表されたと記載されていまして。そこで、②子どもたちの児童虐待の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関する職務に従事する者、その他の関係者が連携し、児童虐待防止に関する条例を制定する考えはないかお尋ねします。

最後に、芦北町武徳殿についてお尋ねします。芦北町では、郷土の未来を育む人づくりの中で、地域伝統文化の継承や文化財の保護活用を図り、各地域では歴史や文化を活かし個性を出す取組がなされているところです。現在、芦北町には、国登録有形文化財に登録されているところが3箇所あります。佐敷隧道と田浦の赤松館、そして芦北町武徳殿です。その芦北町武徳殿は、大日本武徳会佐敷分会、佐敷武徳

殿として昭和12年12月に竣工され、平成10年に国登録有形文化財建造物へ登録されています。以前は、剣道等、武道教育の場として多くの町民が親しみを覚えた場所であります。このように、芦北町には国・県・町指定の有形・無形文化財が多く、町の重要な財産であります。その財産を保存し、次世代に継承していく必要があると思います。

そこで、現在、老朽化が進んでいるようですが、今後どのような保存活用を考えているのかお尋ねします。

あとの質問は、質問席からさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の質問の主題1の②について、お答えいたします。

湯浦地区に特定公共賃貸住宅建設をとのことでありますが、地域バランスを考慮しますと、確かに建設も考えられることであります。今後、申し込みの状況や民間の動向等を見ながら検討してみたいと考えております。

次に、質問の主題2の①についてお答えいたします。

今回の水道法改正につきましては、水道事業の経営基盤強化を図るための手法として、質問にもありましたように、民営化の道が広げられたものであります。本町の水道事業は、水道事業経営戦略の長期計画及び地方公営企業の基本原則に基づき、健全かつ安定的な運営、安全安心な水の確保、安定した水の供給を行っておりまして、十分健全経営が図られておりますので、水道事業の民営化につきましては、現在のところ考えておりません。

次に、質問の主題3、児童虐待防止について、お答えいたします。

報道でも御存じのとおり、全国では親からの虐待により幼い子どもが死亡する等、痛ましい事件が発生しており、尊い命が失われていることは誠に残念でなりません。芦北町としては、児童相談所をはじめ、行政や地域、関係機関の全てが協働し、児童虐待防止に取り組んでいるところであります。

②の質問については、国においても児童虐待防止法や児童福祉法を改正する案が示されており、条例制定も含めて具体的な対応策を検討してまいりたいと考えております。

なお、残余の質問については、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問の主題4、芦北町立武徳殿について、お答えいたします。

芦北町立武徳殿は、昭和12年2月に落成し、平成10年に国登録有形文化財に県内で8番目に登録されています。現在、武徳殿は築80年を超えた木造建築物で

あり、耐火性・耐震性ともに基準を満たしておらず、これらの現状を勘案し、今後とも国登録有形文化財として適切に維持管理を行い、保存に努めたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 質問の主題１の①について、お答えします。

公営住宅の維持管理についてであります。平成２４年２月に策定しました芦北町公営住宅等長寿命化計画に基づき維持管理等を行っています。なお、本計画は策定から７年経過しており、また国においても策定指針が改訂されたこと等から、本年度において見直しを行ったところであり、今後はこれに基づき中・長期的な視点から維持管理等を図っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） 質問の主題２の②の水道料金改定後の状況について、お答えします。

水道料金につきましては、昭和６２年の料金改定後、さまざまな経営努力により、昨年度までその料金を維持してきたところですが、今後、水道の安定供給のためには老朽管の更新や耐震化を行う必要があります。昨年３１年振りに料金改定を行ったところです。現在は、水道事業経営戦略の長期計画に基づいて、老朽管の更新事業を順次行っており、今後も引き続き老朽化対策や耐震化に努めてまいります。

次に、③の災害時の対応について、お答えします。

停電時の対応としまして、芦北地区では花岡浄水場に非常用自家発電設備を設置しており、停電時でも通常どおり城山配水池への送水が可能となっていますので、住民への給水に影響はありません。また、田浦地区等、その他６つの地区に関しましては、リース会社から優先的に発電機を確保できる体制を整えています。なお、停電以外の災害で断水時の対応については、芦北町防災計画に基づき給水対策を行い、飲料水を確保します。また、応急復旧活動につきましても、芦北町管工事組合と災害時の応急復旧活動に関する協定を締結しており、迅速に対応できる体制を整えております。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 櫻井福祉課長。

○福祉課長（櫻井優一君） 質問の主題３の①について、お答えします。

地域や学校等から児童虐待に関する通報等があり、芦北町が要保護児童対策地域協議会の調整機関として対応している件数は１１件で、その内訳は育児放棄５件、身体的虐待３件、心理的虐待１件、その他引きこもり等２件となっています。なお、

児童虐待件数の推移は、平成28年度5件、平成29年度8件、平成30年度11件と、年々増加傾向にあります。

以上であります。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） それでは、2回目の質問をさせていただきます。

公営住宅について、まずお願いします。公営住宅については、長期寿命化計画で本年度見直しを行ったということで、これに基づいて持続的に維持管理を図っているとのことですが、いずれにしても老朽化しており、耐震やバリアフリー化に努める等、安全安心で快適な住宅づくりを取り組んでいただきたいと思います。先の予算審査会で入居率が96%と聞いております。そして、特定公共住宅は65戸、いずれも満室ということで、一般の団地と違い、ほぼ戸建てになっているところで、入居者の入居が見込まれているのではないかと考えております。

そこで、2回目の質問ですが、公営住宅と特定公共の入居状況等の要件等の違いはどうなっているのか、また特定公共賃貸住宅が3箇所ありますけれども、いずれも満員ということでございましたけれども、待機者がおられるのか、おられたら何名ぐらいおられるのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） まず、公営住宅と特定公共賃貸住宅の違いでございますが、公営住宅には入居者全員の合計所得を基に計算した政令月収が一般的に15万8,000円を超えないことと入居要件がございます。これによって、低所得者向けということになります。特定公共賃貸住宅は、この収入基準を超え、政令月収が38万7,000円以下の方ということで、中堅所得者の方のための住宅となっております。

また、待機者でございますが、現在、射場団地3名、洲崎団地1名、合わせて4名の方がおられます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） 現在、待機者が4名おられるということで、それとその上限が収入制限があるということでございますけれども、湯浦地区の公営住宅ですね、入居者がおられますけれども、その中での収入制限を超えられる方はおられるのかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 毎年度行います家賃算定のための収入申請書をいただいているところでございますが、この中で18名ほどおられることを把握しております。

す。この方々は入居年数によって明け渡しの努力義務がございますので、特定公共賃貸住宅はこういった方々の受け入れということも想定されるところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） 収入制限がある方が18名おられるということでありまして、先ほど町長の答弁に特定公共賃貸住宅については、今後申し込みの状況や民間の動向を見ながら検討するとありました。

最後の質問になりますけれども、地元にも民間業者があります。それに影響しないような形で公共住宅の受入先として町の公共構想の一つとして移住、定住の対策や賑わいのまちづくりのためにも、是非、湯浦地区に特定公共賃貸住宅の建設の検討をお願いしたいと思いますのですが、最後にいかがでございますか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） ただいまの御提言を含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） それでは、一応検討していただくということで、次に水道民営化につきまして、2回目の質問をさせていただきます。

民営化については、今、健全経営で、考えていないということで、そしてまた料金の改正後は経営努力により、老朽化や耐震化に努め、災害時の対応も自家発電とか発電機を用意して、できているということでございまして、安心したところでございます。この水道事業は、命に関わることなので、今後も引き続き町民の皆さまの安全安心の生活用水の供給をお願いしたいと思っております。

ところで、最近も小さいながら、地震がっておりますけれども、今後、耐震を含め、その施設の整備や配水管の整備等、計画はどうなっているのかお尋ねいたします。

○議長（宮尾秀行君） 杉本上下水道課長。

○上下水道課長（杉本芳郎君） お答えいたします。

今後の計画としましては、老朽管更新のほか、平成31年度に湯浦配水池の耐震診断業務を行い、その後、配水池の耐震化工事に着手をしていく予定です。水道事業は、多くの施設を有しておりますので、今後も住民に安全安心な水道水が供給できるよう、施設の耐震化や老朽化した施設の更新を計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田燿宏君） 湯浦の配水池ということですね、これはもう耐震化工事は特に重要だろうと思いますので、今後とも安心して使用できるように事業に取り組んでいただきたいと思います。

次に、児童虐待について、2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、児童虐待対応件数が、平成28年度が5件、平成29年度が8件、平成30年度が11件ということで、増加傾向にあるということでございました。少子化が進む中での増加傾向ということで、これは大変悲しいことではございますが、先ほど条例の制定も含め、具体的な対応策を検討したいとの答弁をいただきました。

現在、民法では、看護や教育に必要な範囲で、子どもを懲らしめる懲戒権を認めています。虐待の一つは東京や千葉で起きた児童虐待死等、過去の事件でもしつけと称した体罰が虐待につながっているようにも伺えます。転ばぬ先の杖という言葉もありますように、児童虐待防止条例を制定することで、保護者や学校、それに地域や相談所等、関係者の意識も変わってくるのかと思われます。是非、早急な対応策をお願いしたいと思います。

それと同時に、親や家庭の教育についても重大なテーマだと、私は考えております。2006年教育基本法が改正され、家庭教育第10条には、父母やその他の保護者は、この第一的責任を有する。また、国及び地方公共団体は家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努力しなければならないとあります。熊本県でも家庭教育支援条例が制定されました。芦北町もいろいろな施策を盛り込んでおりますけれども、今後はその児童虐待防止条例の制定とともに、家庭教育にも力を入れていくことも必要かと思っておりますので、是非検討をお願いしたいと思います。

それでは、最後に芦北町武徳殿について、2回目の質問をします。

先ほどは、築80年をして老朽化しておりますけれども、文化財として維持管理をしていくということでありました。先月の17日に行われました第20回うたせ杯ジュニア空手大会には全国から96団体、延べ2,059人の選手、それに保護者を合わせると約3,000人ぐらいの来町者があったんじゃないかと思われます。スポーツ振興、それに町の活性化、そして武道の育成にも大変寄与し、今では県内をはじめ、国内からも注目されています。

また、武道といいますと、ほかにも相撲や弓道、柔道、剣道、そして居合道の達人もおられます。そしてまた、武道とっていいと思います。先日、ハワイ遠征演武をされた芦北鉄砲隊等、まさしく芦北町は武道の聖地といっても過言ではないかと思っております。

それでは、最後に質問でございます。今後、芦北町立武徳殿を武道の聖地として、薩摩街道佐敷宿の地域活性化、そして佐敷城跡を中心とした歴史ゾーンとして、今ある日本一の大瓦と並び貴重な文化財として保存し活用するために、補助金等を活用して改修する予定はないかお尋ねします。

○議長（宮尾秀行君） 福井生涯学習課長。

○生涯学習課長（福井成昭君） お答えいたします。

登録有形文化財につきましては、補助につきましては文化庁の所管の登録有形文化財建造物修理事業費補助金というものがございます。しかしながら、熊本地震発生後、熊本県内の多くの登録有形文化財の修理事業が行われておりますけれども、その補助金を用いて行われております。一般的な修理事業への採択は非常に厳しい状況であるということで、県から伺っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○3番（林田耀宏君） 地震の関係ですね、そういった補助金も減額をされているということは知っておりましたけれども、皆さんも見られた方があると思いますけれども、ここに2013年11月号の「剣道日本」という雑誌に、ずっと残したい道場として、この芦北町立武徳殿が表紙を飾っておりますけれども、このサブタイトルを見ますと、「眠りからさめる日を待ちながら」という関係者のいつの日かという思いが感じ取れるわけでございますけれども、現在、剣道は田浦小学校、交流センター、湯浦の福祉センター等で行われています。きちっとした武道の練習場ができますと、より一層の武道の発展にもつながると思います。

最後に、この武徳殿が眠りからさめる日が来ますように祈念し、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 林田君の質問が終わりました。

次に、平松君。

○11番（平松洋一君） おはようございます。

一般質問をいたします。

今回の質問は、空き家の現状とその対策について、あと一つはICT情報通信技術教育の実態と今後の取組についてであります。

まず、第1点目について、御承知のとおり、平成26年11月に国会で空き家対策の推進に関する特別措置法、通称、空き家対策特別措置法が成立しました。背景には、全国で空き家が820万件、その中で放置された空き家が実に318万棟にも及び、さらに5年ごとに60万棟が増える予想がなされております。このような中、芦北町も例外ではなく、高齢化・少子化による人口減少に加え、若者及び子育て世代の人口流出が続き、世帯減少に拍車がかかっております。地域社会にも悪影響が出てきております。この空き家の現状を認識した上で、今後対策に取り組まなければなりません。

そこで、第1に、本町の空き家の実態をどう把握しているか。第2に、所有者不明の土地・空き家の課税状況はどうなっているか。第3に、空き家対策はどう考えているか。そしてまた、空き家バンクの実態はどうか、お尋ねいたします。

2点目のICT情報通信技術教育についてであります。近年のグローバル化や急速な情報化の進展により、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、日常においてICTを通じて行うことが当たり前になってきており、地方においても未来ある子どもたちのために最先端の教育環境を整えることが急務であります。

そこで、第1に、小学校・中学校におけるICT教育の現状はどうなっているか、具体的取組・成果等はどうか。第2に、文部科学省は教育の情報化プランを定め、次世代の学校・地域の創成を求めています。芦北町での教育の情報化プラン等の作成は考えているのか。第3に、専門機関や遠隔地先進校との接続で、より深い学びが望める遠隔合同授業等の考えはないか。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 平松君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 平松議員の質問にお答えをいたします。

質問の主題1の③、空き家対策に対する答弁になりますが、全課長をメンバーとする芦北町空き家等対策検討会を設置して、全庁的に取り組む体制を整備しております。空き家にもさまざまなレベルがありますが、適切な管理が行われていない空き家につきましては、指導、勧告、緊急措置等が行えるよう、本会議に条例を提案しておるところであります。これは、防犯、衛生、景観等の面からの対策になります。また、利活用可能な空き家につきましては、空き家バンクの運営とともに、登録された物件を対象として、改修等に対して補助を行っております。これは、移住・定住の面からの施策になります。以上、様々な面から空き家対策は重要であると認識し、進めておるところでございます。

なお、残余の質問につきましては、具体的に担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問主題2の①について、お答えいたします。

小学校・中学校におけるICTの現状につきましては、児童生徒のパソコン教室における授業はもとより、全ての教室に電子黒板とデジタル教科書を導入しておりますので、授業の中で適宜有効に活用しているところでございます。

パソコンを使用した授業について申し上げますと、小学校におきましては3年生以上を対象に週1、2時間程度、中学校におきましては全生徒を対象に週2、3時間程度、情報教育や郷土研究等の調査、学習のまとめや資料の作成等を行っております。

ICT機器の活用推進につきましては、各種研修や研究において、ICT機器の活用は児童生徒の注目を集めさせ、学習に集中でき、理解を深める手段として高い

効果が認められましたので、この成果を踏まえて平成31年度において全ての学校にタブレットの導入を計画しているところでございます。なお、詳細な台数等につきましては、教育課長のほうから答弁させます。

次に、②の教育の情報化・加速化プラン等の作成についてであります。本町は国が作成した加速化プランや整備方針等を基本としながら、ICT機器の整備に取り組んでまいりました。平成29年12月に文部科学省が平成32年度からの新学習指導要領の実施を見据え、平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備を示しております。目標水準が示されたものの中で主なものを申しますと、電子黒板は普通教室と特別教室の全てに設置、実物投影機は小学校において普通教室と特別教室の全てに設置、生徒児童用パソコンは3クラスに1クラス分程度、指導者用パソコンは授業を担当する教師1人に1台、高速インターネットの接続と無線LANの設置となっております。本町におきましては、計画を策定する以前に、平成31年度中に国が示しておりますICT環境整備の目標水準を達成する見通しであります。

次に、③の遠隔合同授業の導入につきましては、テレビ会議システムを活用した専門機関による研修や先進校との共同研究では、移動や日程調整の負担が軽減し、内容の質の向上につながる等の成果が出ております。また、遠隔合同授業では、児童生徒が多様な考えに触れる機会が増え自分の考えが深まる、コミュニケーション力が培われる、学習意欲の向上につながる等の成果が報告されており、本町においても今般、光通信の全町開局を機に充実する方向で進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 質問の主題1の①について、お答えします。

空き家の実態把握につきましては、平成27年度に実態調査を行い、412戸の空き家を把握しています。前回の調査から3年経過していますので、平成31年度に再調査を行いたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） ②の質問について、お答えいたします。

固定資産税を課税しているもののうち、所有者不明等になっているものは、平成30年度においては、個人25件、法人3件の28件となっております。個人分については、相続人不在や相続人が相続放棄されたことが主な要因でございます。また、法人分については、法人が倒産等により、土地や家屋が法人名義のまま放置されたものが主な理由となっております。

○議長（宮尾秀行君） 一丸企画財政課長。

○企画財政課長（一丸喜八郎君） おはようございます。

主題１の③、空き家対策の後段について、お答えいたします。

空き家バンクにつきましては、平成２７年度から取り組んでおりまして、現在、ホームページに１４件を登録しております。平成２７年度からの成約件数でございますけれども、２１件で、そのうち売買が１５件、賃貸が６件となっております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 主題２の①につきまして、設置数をお答えいたします。

児童生徒用のパソコンは、現時点で３．５人に１台の設置となります。設置台数は、パソコン室用パソコンが小学校に１３５台、中学校に１２０台、タブレットが小学校に５０台、中学校に１０台でございます。電子黒板は、全ての教室に設置しております。設置台数は小学校に６３台、中学校に２９台でございます。教師用パソコンは、全教師分の１２９台を設置しております。なお、小中学校にタブレットを導入すべく、小学校に１２５台、中学校に１２０台の予算を今議会に提案しているところでございます。

ＩＣＴ機器の活用推進につきましては、平成２３年度から学力向上を目指した効果的なＩＣＴ機器の活用を図るため、各学校におけるＩＣＴ教育に関する研究費の助成や、平成２９年度と平成３０年度の２か年にわたり、芦北町教育研究大会において、熊本県立教育センターから講師を招いて、ＩＣＴ機器を活用した公開模擬授業を行う等、積極的な取組を行っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○１１番（平松洋一君） それぞれお答えをいただきましたけども、一つずつ再質問をいたします。

まず、空き家対策でございますが、考えてみれば、ちょっと負の部分になるかと思えますけども、実は４、５年前に人口問題でちょっと質問したことがあります、当時の新聞がですね、これですね、２０１３年の３月２８日、ここに少子高齢化の問題がクローズアップされまして、ここに県下の市町村が全部掲載されています。このときに芦北町が当時２０１０年人口が１万９、３１６人、４０年はかなり減るということで、ショッキングな、厚生労働省の国立社会保障人口問題研究所というのが発表されて、その消滅する自治体というのが出ました。５９３ぐらい載っていたと思いますが、それが月刊誌にも載ってまして、芦北町が載ったものですからショッキングだったんですが、それからその当時１回質問いたしましたけども、さらに５年経ちまして、昨年４月７日、またこういう新聞が出ましたね。これは昨年のです。ちょうど１年ほど前に、県内１４市町村５割超ということで。これを５

年過ぎた後どうなったかということの新聞記事なんですけど、これで14歳以下、38市町村で減少。それから、65歳以上の割合が50%を超えたところがあるということで、芦北町もその中に入っております。ワーストの部分です。ですから、この芦北町が今突き詰められている現実というのが、こういう高齢化、そして少子化ということでございますけども、今日はこの問題じゃなくて、これによって空き家が非常に、一人暮らしから高齢化の方が亡くなった、あるいは仕事に出て行って空いたということで、それによって生じる空き家の問題がまた負の部分として今起きているというのが実態だろうと思います。

先ほど課長からですね、返答をいただきましたけども、現在把握の実態が412戸ということでございまして、これはまた平成31年に再調査されると思いますが、この中でまず今空き家バンクがありまして、使える部分はそういう中で対処しておりますが、問題があるのがその特定空き家といいますかね、崩壊をしてちょっと危ない、所有者がどこか分からん、壊してはならんと、そういう実態がありますけども、そういう区分的な調査はされておりますか。この中でどのくらいその危険な空き家といいますか、また将来これは2、3年したら危ないというようなところの空き家の実態の把握はされておりますか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 先ほど答弁いたしました平成27年度の数値、412戸でございますが、このうち居住可能とされたものが303件、居住不可と判定しましたのが109件でございますが、この109件のうち、そのまま放置すれば危険であるというのが64件、残りの45件については当分の間、支障のない空き家であるということで把握しております。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 危険な空き家が今、現実64と言われましたけど、当然ですね、本当は行政がやるべきものじゃなくて、個人の財産でございますから、個人に一義的な責任はあるんですよ。あるんですけども、現実がもうしょうがないと。だから、行政も手を出さなければしょうがないねという、私はそう考えているんですけども、そこに生じてくる問題が、先ほど税務課長からもありましたけれども、税金ももう払えない、もう放置したままということがありますので、やっぱりここについてはどうしてもですね、行政が手を出すというか、口を出してやりにゃいかん。熊本市では、もう略式代執行も行われておりますし、場合によっては強制的なですね、撤去も必要になる部分もこれは出てくるんじゃないかなと思いますけども、前提として、こういう高齢化なり、少子化なりというのがあって、今ある世帯数がどんどんどんどん減ってくる、放置していくと。壊せば、またお金が要るものですか

ら、もうそのままにしていっちょけという感じの人もおられるんじゃないかなと思いますが、そこはそういうふうには考えたくないんですけども、実態として、さっき課長が答弁されましたけども、今現在ですと、303の空き家のうちに、もう危険であるというのが64戸あるということですから、相当高い比率になっていると思います。ですから、私がこの空き家で言いたいのは、もう一つちょっと紹介をしたいと思います。今回、条例が定められましたけども、これも非常にこれを補完する条例ですと、これはもう4日の日に通りましたけども、この前提としてはこういう非常に問題がありすぎるというふうに思います、空き家としてですと。これは独自調査をされた田浦の3、4地区のデータがあるんですけども、これを見ますと、非常に高齢化がやっぱり進んでいると。そして、ショッキングなのは、子どもの0歳児から10歳児ぐらいまでの子どもがいないと。そして、空き家も相当増えているという、そういう実態がありまして、資料を持ってきたつもりだったんですけど、ちょっと忘れたんですかね。そういう状態でありますので、この空き家につきましては、私は大きく言いませんけども、もう一つ聞きたいのがですね、住民からの苦情といいますかね、こういうのをもう出てくる、64戸危険といえそうですね、あるんじゃないかと思いますが、そういう窓口、今の体制、役場の組織体制、そういうものは今具体的にどういうふうになっているんでしょうかね。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。先ほどの質問の中で、条例が採択されたというような話をされましたが、明日採択は。それともう一つ、先ほど質問の中で、可能な住宅の中の303件のうちの64件というような発言をされましたが、不可能という判断をされた109件の中で、このままおけば64件ということでもありますので、そこは後で訂正をさせていただきます。

○11番（平松洋一君） はい。じゃあ組織体制をちょっとお願いします。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 組織体制でございますが、先ほど町長のほうからも答弁がございましたとおり、全課長をメンバーとする芦北町空き家等対策検討委員会を設置しているところでございますが、総合的なまず窓口といたしましては、建設課のほうで窓口となりまして、調査等を行います。その上で、その個々の空き家等の抱える問題によって、例えば環境に影響を及ぼしているとか、防犯上、支障があるということであれば、総務課、住民生活課、またはそのまま活用できるということであれば、先ほど話が出ております空き家バンク等への取組ということになる、そういうような流れでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） なかなか分かりにくいんですが、窓口が建設課で、住民から

の苦情は全て住民課で受けられるということですか。それと空き家バンクについては企画課、総務はいろいろ関連してきますけど、この窓口が3つもあるような感じですが、第一義的には建設課が受けられて、振り分けられるという組織ですか。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） 先ほども答弁させていただきましたが、第一義的にまず受付は全ての窓口として、建設課のほうで受け付けます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この空き家については、非常に負の考え方、ネガティブな考え方があるものですから、あんまりですね、質問に即しないんですが、実態がこういう状況でありますので、役場内でも十分前向きにこれは対処をしていただくということになろうかと思います。そのような今説明がありましたけども、住民から見たらどこに電話すればよかったらという形になりますので、きちんとホームページ等でも、役場のそういう資料にも載せていただいて、受付はここです、空き家対策はここで受け付けますと。さっき言われましたけども、平成31年度に再調査しますということですが、そこらへんも踏まえて、やっぱり常々流していただきたいと。

もう1点、その調査の方法ですね、具体的にはあまり入らなくてもいい課題かなと思いますけども、どのような方法を今考えておられますか、調査については。例えば、もういろんな方法があると思うんですけど、自治会長さんたちも巻き込んでするとか、あるいはもう自前ですとかですね、調査の方法はどのような目視ですか、あるいはいっぱいあると思いますけども、具体的にもう少し説明してください。

○議長（宮尾秀行君） 長崎建設課長。

○建設課長（長崎十三男君） ただいま検討しておりますのが、職員が各地区に配置されております災害調査員等がございまして、その調査員を、そしてまた地区の区長さんと連携して行いたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） はい、分かりました。

資料が今ありましたので、もう一回、再度紹介をしておきますけども、これは3、4地区の公民館の独自調査でございまして。実態と違う場合もですね、あろうかと思いますが、独自の調査でされております。これを紹介しますと、現在住まわれている家というのが3地区で50件、空き家と思われる家が9件、4地区で65件、住まわれている方がですね。空き家と思われる家が12件、子どもの数が問題なんですけども、3、4地区を合わせて未就学の方は3名です、この地区内で。小学生

が11名、中学生が9名、高校生が6名、29名おられまして、こういう実態をずっと考えますと、ますます空き家が増えていくんじゃないかなということでございます。今日はもう人口問題とか、そういうのに触れたくはありませんけども、空き家については実態を把握しながら、危険な環境に影響を及ぼさない程度のそういう状況で調査を進めていただいて、条例を活用して頑張ってください。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。3、4地区とは、どこの3、4地区ですか。

○11番（平松洋一君） すみません。3、4地区は、田浦の3、4地区です。すみません。ちょっと言葉足らずでしたけども、自分たちでもちょっと心配をされて、このような状況にですね、調査をされております。ですから、是非よろしくお願いをしたいと思います。

最初言いましたけども、大儀的にもう個人の財産でございまして、本当はですね、個人で解決する課題ですけども、もう行政が手を出さなければいけない状況まで来ているということを認識していただいて、実態の把握を早くやっていただいて、そして対策を図っていただきたいと。もう空き家については、これぐらいにしておきたいと思います。

次に、ICT情報について質問をいたします。これはそれぞれお答えをいただきましたが、教育長の話ではもうかなり進んでいるように聞こえましたけども、実態がですね、そして課長の答弁では、まだ今から平成31年度の予算にタブレット化を載せていくということで、ちょっと言葉では進んでいるみたいですけども、そうじゃなくて、まだまだ今からかなり整備をされる部分があるなというふうに、今答えを聞いて思ったわけですけども、これは実は熊本日日新聞でこれも新聞の記事だったんですけど、これは先月ですね、2月20日から連載で載りましたけども、ICT教育の記事が載っておりました。「全国に知られ移住者も」ということで、どこの特集かと思っておりましたが、県内の山江村、そして高森、この2町がですね、このICT教育に先進的なところだなというふうに、これで感じたわけですけども、非常に進んでいるなというふうに思いました。光通信等については、町長が代わられて、平成23年から取り組まれて、そして大々的に取り入れたということでございます。高森のほうに行ってまいりましたけども、ちょっと実態を聞かないかなと思って、そこの教育長さん、それから担当の方にお聞きしましたけども、素晴らしく進んでいるのと、この田舎でということまでやっていると思いました。何がすごいかないかと思いましたが、教育プランがぴしゃっとできていたんですね。これが第一義です。今回問題なのは、もううちも道具につきましては言われましたけども、電子黒板が一番、今多く入っていると言われましたけども、子どもが持っているそのハンディですか、ツールであるタブレットですよ。これはまだ今からの話です

から、全校しているわけじゃないと。もうここは全部入っていきまして、遠隔授業もやっておられまして、教職員のモラルですか、そういう意識改革が一番進んでいるというふうに思いました。山江村も、ここは藤本教育長にちょっと聞いてみましたら、ここもすごいというふうに思いました。平成23年からもう取り組んでいるということでございまして、もう是非、芦北町も未来の子どもたちのためにこれは取り組まにやいかんというふうに思います。

一つは、タブレットを使って教育していくわけですが、もちろん電子黒板がどれだけあっても、教える方の認識がついて行けなければ、これはもう宝の持ち腐れになってしまうわけですが、問題はその教職員の組織ですね、そういう学校が田浦に2つ、湯浦とか佐敷とか山手はありますけども、そういうその共有の認識といえますかね、そういうのは今どのような状況で進んでおりますでしょうか。教育委員会としてのまとめですよね。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

御指摘のとおり、機器を使う指導する教師の資質の向上がですね、一番の課題だというふうに思っております。そのような中で、本町におきましては、先ほど私が答弁いたしましたけれども、芦北町の各学校に研究指定校を指定いたしまして、その中でICT教育に係る活用を効果的にするように研究をさせていただいているところでございます。また、委員会といたしましても、平成29年度、平成30年度、2か年にわたりまして教育研究大会におきましてですね、実際に機器を扱いながらですね、先生たちに技能を学んでいただくという観点から、教育センターから講師を招いてですね、ICT機器の効果的な活用について、模擬授業を行いながら取り組んできているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） 子どもたちのですね、成績といいますかね、これはあくまでICTというのはもうツールでございますから、もう当然、スマホやら何やら、もう誰でも今は使えますし、いろんな情報も収集できますので、問題は学校の成績が今どうなんでしょう、上がったでしょうかね。そこらへん、成績です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） ICT機器を活用して、当然、学力の向上につなげる一つのツールでございますので、このことですね、学力が上がったのか下がったのかというところまでは、なかなか難しいのではないかなと思っているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） この教育はですね、非常に奥が深くて、そして幅広くて、未来に関わる問題でございます。現状についてはもう現状でいいんですけど、問題はこれから先どうするかということが一番問題なんですけど、昨日の新聞に、熊本日新聞だったですかね、トヨタ自動車、それからJAXAの連携で、要するに宇宙研究開発機構ですか、ここの連携で月の周りを10年後には自動車を走らせると記事が載っていましたが、こういう時代ですけど、そこ高森はですね、びっくりしたんですけども、JAXAとも情報通信機器でつないで勉強するし、そしてトヨタとかですね、そういうところもつながるし、新聞記事には鹿児島大学のプログラムが載っていましたが、そういう情報がありますので、今後はそういう時代を迎えるのかなと。だから、文部科学省もそれに向かって改革を今どんどん進めているということでございます。情報化プランで2番目の現状については、まだまだ私は不足していると思いますので、是非そこは子どもたちのためにですね、教育環境を整えていただきたいと思います。

それから、情報加速化プランについては、今なかなかまだ、教育課としてはどのような考えでおられますか。具体的には考えておられますか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 教育課の加速化プランにつきましては、先ほど教育長が答弁いたしましたとおり、その計画、国が示します計画をほぼ来年度で満たす予定でございまして、新たにそれを策定する考えでおるところではございません。

なお、ICT機器を活用したですね、取組につきましては、児童生徒の注目を集めさせたりとか、学習に集中できるツールとして活用しておりまして、授業の様子を見ておりますと、非常に効果があるというふうに認識をしておりますので、今後、指導者育成も含めてですね、積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） このプランがですね、一番、私は大事なかなと思っているんですが、国が示しているプランはですね、こういう機器もどんどんどんどん整備してくださいよという話ですけど、町独自の教育プランといいますかね、こういう具体的な、うちにも教育大綱というのはありますけども、あくまでも抽象的で、中の具体策は、それは抽象的でいいんですけど、今からしていくためには具現化してですね、対策を練っていかないと。そして、できればその基本プランに基づいて、年次的にどうしていくか。教職員にもどうして対応していくかということが大事ですから、やっぱり現場が一番大事と思うんですよ。教える側が、上のほうと乖離していたら駄目ですから、こういうふうにどんどん中身の具体策を教育課と

してもプランを練っていただきたい。

もう一つ紹介しますと、地方議会人という中にですね、昨年の11月だったですかね、この中にもいろんな、今、少子化時代の活力ある学校教育に向けてということで、高森の教育改革プランが載っていました。ここはもう高森町新教育プランというのが載っていました。もう是非ですね、この中に具体的にとんどん示してあります。そういうプランを作って、教職員の意識といいますかね、これを高めることが大事だと思いますので、再度、教育長、そこについての御答弁を、芦北町としての教育プランをどう考えるか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 平松議員の素晴らしい提言に感銘しておるところでございます。提言していただきまして、ありがとうございます。今後、教育委員会として検討してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） その前に、2020年から小学校のプログラミング教育が義務化されますね、来年からですけど。それについての考え方はどのように思っておりますか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） プログラミング教育につきましては、家電や自動車をはじめ、身近なものにも多くのコンピューターが内蔵され、人々の生活が便利で豊かになっている、そのような状況からコンピューターをより適切、効果的に活用していくために、プログラミングの実践を通してその仕組みを知ること、各教科の中でプログラミング的思考により、論理的に考えていくという力を培う内容となっております。プログラミングの言語や専門的な知識を学ぶということではございません。

具体的には、パソコンを使用した授業では、プログラムで動く絵や図形を教材にプログラムの数字や記号を変えたり、その組み合わせを変えたりしながら、その都度、動きを確認し、より意図した動きに近づくかというような作業を行うというふうに認識しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう一つは、環境的な問題で、学校内の無線LANはもう全部共通しているのか、それとその各学校間でのそういう通信機能はもう十分整備されておりますか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 無線LAN環境につきましては、タブレットの導入を平成31年度、全学校に計画しておりますので、その導入に合わせまして、全小中学校

に無線LANを導入すべく関連予算を今議会に提案しているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう是非、早く取り組んでいただきたいと思います。

光通信についてはですね、ちょっと遅れて、やっという感じでございますけども、よその都市からすると遅いというふうに思うんじゃないかと思えますけども、もううちでも全部できましたから、これを全部100%有効利用するというのが大切なかなと思います。

それで、今、プログラミングの質問をしましたが、これはですね、もう当然、今からの子どもたちは、今から成長して生きぬいていくわけですから、時代を。当然、このITといいますかね、これはもう避けて通れないと。子どもたちも、高森に行きますとですね、すごいですよと。タイプ打ち、もう私たちは年だから分かりませんが、小学校からびんびん打ちますと。そして、そういうのがどんどんどんどん過程の中で自然と培われて養われていくんじゃないかというふうに思います。ですから、是非、今から予算化されますけど、是非、そういうプログラミングも含めてお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、最後のこの遠隔授業ですけど、これについて専門的なところとか、あるいは他校とか、遠隔地とのそういう考えは今されていませんか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 熊本県の教育センターと連携を取りまして、一部の学校でですね、取組をした事例もございます。なお、遠隔合同授業の実施等につきましては、今後ですね、町独自のICT教育の研究、各種研修会への参加、先進地への視察等を通じて、今後検討してまいりたいと考えております。

○議長（宮尾秀行君） 平松君。

○11番（平松洋一君） もう時間が限られておりますので、このICTの教育につきましては、もう当然、私たちが考える以上に、今後また進んでいくんだろうと思います。芦北町でも運転されますね、自動運転の車が、そういう時代です。方や、もうまだパソコンもというようなギャップがありますけども、しかしこれは進んでいかないと、生き残れない時代になっていくと。先が見通せない、答えも出ない、どうしていくかということを子どもたちが今から考えていかにやいかん課題なんですけども、そういうことで遠隔については、これはさっきも紹介しましたが、高森なんかはJAXAとかそういうところまでやっているという話を聞いて、すごいなと私は思いました。子どもたちがですね、生き生き、もう私たちは機械だと思いますけど、子どもたちはおもちゃなんですよ。パソコンでも何でもおもちゃ感覚で使うものですから、どこでも自信をもってやっていけるということで、今後、是非取り組ん

でいただきたいと思います。それと、一番大事なことは、教職員が、現場がもう一番ですから、その認識を通して説得、連携していかれるかですね、これをお願いしたいと思います。

最後にしますけども、もう今言いましたけども、現代社会はコンピューターがもう人々のあらゆる生活の場面で導入されて、これはもう避けて通れないというふうに思っております。新学習指導要領は、これからの社会がどんなに予測困難になっても、自ら課題を見つけ、自ら考え、判断して行動し、それぞれに思い描く幸せを実現し、そして明るい未来を共につくっていききたい、そうした願いが込められているようでございます。今こそ、芦北町の未来を担う子どもたちへの教育環境の整備が急務でございます。箱物の投資から人的投資こそが、芦北町に課せられた大きな課題だというふうに思います。どうか未来の芦北町を担う子どもたちのために、特段の教育方針・教育環境を整えられますようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 平松君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。議場内の時計で１１時２０分から始めたいと思います。

—————○—————
休憩 午前１１時１２分
再開 午前１１時２０分
—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

平松君。

○１１番（平松洋一君） 私の質問の訂正をお願いしたいと思います。

熊日新聞と申しましたところ、熊本日日新聞ということで御訂正をいただきたいと思います。

それから、山江町と何か言ったみたいですけど、山江村に御訂正をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 林田君。

○３番（林田耀宏君） 私の質問の中で、熊日新聞と述べましたけども、それも訂正を熊本日日新聞に訂正をお願いいたします。

○議長（宮尾秀行君） 訂正をいたします。そしてまた、軽微な文言の言い間違いがあったときには、議長判断で訂正をします。

次に、川尻君の一般質問を認めます。川尻君。

○ 1 2 番（川尻成美君） それでは、午前中の最後になろうかと思いますけども、本年初めての3月定例会に臨みまして、2つの問題について質問をいたします。

1つは、本町の教育行政への取組について、2つ目は、海洋環境保全への対応策についてであります。

まず、第1の本町教育行政への取組について、教育長に質問いたします。

昨年12月議会、同意3号、教育委員会教育長任命についての議案が提出され、議会の同意により、岩田繁義氏が新教育長に選任されました。誠におめでとうございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条、任命が改正されました、改正前は教育長は教育委員の互選で選任されておりましたが、今回から町長が議会の同意を得て任命するということになり、初めての教育長選任であります。よって、任命権者である町長の責任もさることながら、本町の教育行政のトップとして重責を担うこととなりますが、芦北町教育行政の発展のため手腕を発揮されるというふうに期待をしておるところであります。

そこで、質問の1点は、本町教育行政の総責任者として教育大綱等を熟慮され、今後どういう取組をされるのか、決意のほどを述べていただきたいというふうに思います。

第2点は、芦北町教育大綱の対象期間が平成31年度となっております。新元号が5月に変わりますので、いわゆる2020年3月31日までには作成するというふうに考えられますが、よって、今年には新大綱作りに着手されることとなりますので、本町の基本理念、基本目標、基本施策はどういう過程や協議を経て構想を練られ作成されるのか、教育長に質問をいたします。

第2の海洋環境保全への対応策について、町長ほか、担当課に質問をいたします。

地球温暖化や環境汚染により、自然体系が大きく変化している現状は、もはや先進文明がもたらした自然破壊であると、私は思っております。それにあわせ深刻なプラスチックごみの汚染は、全世界が共通する環境問題に発展しております。世界のプラスチックごみの発生量は、年間3億tを超えるといわれております。うちリサイクルして利用されるものは、そのうちの15%程度といわれております。そのうち少なくとも海に流出しているプラスチックごみは年間800万tといわれております。中でも問題視されるのが、大きさでいえば5mm以下のマイクロプラスチックで、包装容器等のプラスチック製品であります。マイクロプラスチックは、ダイオキシンやポリ塩化ビフェニル等という有害物質を吸着しやすいことから、魚介類等を通じて鳥類や人体に悪影響を及ぼす恐れが指摘されております。もはや危機的な状況であると専門研究チームが発表いたしました。国際環境問題として国連も取り上げ、対策・検討を各国政府に議論を求めています。我が芦北町は、あの水俣

病の被害地域として、その教訓を風化させることなく、今後、環境保全への取組をしなければなりません。本町の河川を中心に相当数のプラスチックごみが流出していることは言うまでもありません。そういう現状も踏まえ、世界の現状と同等に、今後求められることであります。町長のこの現状の認識を質問するものであります。

2点目は、本町独自のプラスチックごみ対策を講じる考えはないか質問いたしますが、世界規模の問題であることは言うまでもありませんが、しかし、我が町から発信すること、こつこつ一步一步踏み出し、そうすることによって世界を変えることができるのではないかと、私は考えております。町民の皆さんと一緒に取り組む施策を講じることで、全ては次世代の子どもたち、子孫のために知恵を出していかなければいけないと強く感じており、町長の期待される答弁を求め、1回目の質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

プラスチックごみの件でございます。近年、海洋に放出されておりますプラスチックごみの問題は、もうただいまの御発言のとおりでございます。海洋の生態系や人間の生活に大きな影響を与える国際的問題となっております。非常に重要で、また身近な環境問題であると認識しておるところでございます。以下、具体的なお尋ねにつきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 質問主題1について、お答えいたします。

本定例会初日に、議長の許可を得て述べさせていただいたとおりでございますが、質問がありましたので、再度お答えさせていただきます。

私は、町政の基本理念である「すべては次代を担う子どもたちのために」を念頭におき、教育理念の「温故創新」のもと、郷土の未来を育む人づくりを目指してまいりたいと考えております。

学校教育に関しましては、基礎学力の向上はもとより、心の教育等の情操教育や情報化教育を総合的に推進するとともに、安心して学ぶことのできる環境整備に努めてまいりたいと考えています。

社会教育に関しましては、生涯学習やスポーツ、文化振興において、さらなる充実・発展に取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、教育委員会が取り組むべき課題を、一つひとつ丁寧に対応していきたいと考えております。

次に、芦北町教育大綱に関する質問の過程や協議については、教育課長から答弁

させます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 新芦北町教育大綱は、芦北町総合計画第2次の後期計画の策定にあわせて策定することとなります。策定にあたりましては、芦北町の総合計画を基本とし、熊本県教育委員会の「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」等を踏まえ、担当課が素案を作成し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されておりますので、総合教育会議において決定することとなります。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） 質問の主題2、海洋環境保全の対応策についてでございますが、本町の河川へのプラスチックごみの流出についてでございますけれども、一般家庭から出るごみにつきましては、分別が徹底をされており、ごみステーションで現在回収のほうをしております。よって、河川への流出はないものと思っております。しかし、一部マナーの悪い方のポイ捨て等がありますが、住民からの通報及び芦北町環境衛生巡視員や町の職員による巡回等において確認できたものにつきましては、随時対応をしているところでございます。

また、現在、プラスチックごみ対策としまして、漁業者が回収しました海底ごみにつきましては、町のほうで処分を行っております。また、海岸に漂着したごみにつきましても、町と漁協が連携し、回収処分を行っております。さらに、「みんなの川と海づくりデー」として、きれいな川や海を健全な姿で次世代に継承することを目的に、住民の方々と連携し、プラスチックごみ等の海岸清掃を行っております。なお、今後も引き続き、プラスチックごみの投げ捨て等に対するモラルの向上を図るため、不法投棄看板等により環境保全の啓発を進めてまいります。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） それでは、第1の質問のほうから随時追質問をいたします。

いわゆる新教育長の、先ほど教育に対する考えを拝聴いたしました。そういう意気込みでですね、やっていただくことを確信しております。

そこですけれども、本町の教育大綱がございます。まず、私、大綱の期間というようなこともこれに書いてあるもので、平成31年度、この教育大綱は期間を切つてするのかなとか、ちょっと私、あまりこの期間というのに周期というのはどういう意味かなということで考えておりますが、芦北町総合計画が第1期が終わるから、次、それに合わせてやるよということで、会社においてもですね、経営理念、基本理念、社是、社訓は、ほとんど代がかわるまで永遠のものでございますので、基本

ですので、部分部分の改正はしていくんですけども、基本は決して、基本として則すべきかなというふうに、私は考えておりますけども、今後、過程はどういう会議をするのか、そういうのがちょっと不透明であったし、これにですね、大綱の背景と趣旨の中で、前回も何年か前も言ったと思うんですけど、国の教育基本計画を参酌し、そしてまたこの大綱の位置づけに対しては、熊本県教育委員会が示した「第2期くまもと『夢の架け橋』教育プラン」等を踏まえというようなことを書いてありまして、私もずっと前から国も県も取って、これと対比をしています。参酌という言葉は、それを良いものを芦北町の教育に選びなさいよという参酌という言葉だというふうに思いますが、今度、要するに目標を施策についてはですね、新しい特色のある学校教育というのはどういうことなのか、少し変わるのかということでお尋ねしたいというふうに思います。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） これからですね、大綱の策定に向けて進めていくわけでありまして、町の総合計画第2次の後期計画が平成31年度中にですね、改定をされるということで作業を進めていくということになります。それに合わせましてですね、町の教育大綱につきましても改定の新しい大綱をですね、策定していくということになります。

その際、教育の大綱、理念でありますとか目標につきましてはですね、これは大きく変えてはいけないものというふうに考えておりますので、今回の改定につきましては、今後ですね、新しく重点的に取り組むことでありますとか、現在取組をしていることとか、そういうのをですね、今後の新しい大綱にはですね、施策の中に盛り込んでいくことになろうというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 先ほど平松議員のほうでITのことを言われまして、そこは平成31年度の事業の中で、もう予算化も明日可決するというふうに思いますので、そういう形でやっておられると思いますけども、これが県のものですね。基本計画のほうです、大綱じゃなくてですね。ここが私は大事なものと思うんですね。目標と施策の計画がですね。非常に具体的に見やすいですよ。普通の活字の羅列じゃなくて、ちゃんとカラーでしてありますし、ミッション、要するに重点の取組の中でやってありますし、そして基本方向性とか、そして例えば平成30年度はこういう掲げた施策の中は、数値的にこういうパーセントであった。しかし、今度、後期が終わるときには、こういう数字にしますよとか、数値目標も掲げてあるんですね。これは目標を掲げればですね、それをせざるを得ないんですよ。何でも、民間の事業でもですね。こういうことをやっぱり参酌してということになるんじゃないかと

思いますし、国においてもですね、これは閣議決定が平成25年にありまして、それからこういう基本構想を作ることになったと思いますけれども、やはりこの中でも素晴らしい見本となる形であります。だから、なぜ作られる前に言うのかというのは、ここの話でありまして、もう終わった後にこれは何だというのはおかしいということで、今日の一般質問になったわけであります。1年かかると思いますけども、そういう形ですね、やっていただきたいなと思いますし、そして私が一番思うのが、この施策の中にですね、いじめとか不登校とか、そういうのは出てきますけども、今、道徳も教科に、必須科目になってきましたし、命の大事さという部分が列記されていないものですから、その点はどう考えておられるのか。そこにはやっぱり命の大事さという教育等を重要視しなければいけないんじゃないかなと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 議員さん御指摘のとおり、命の教育というのは非常にですね、大事なものというふうに委員会としましても認識をしているところでございますが、今回、今ございます教育大綱の中ではですね、2番目に心の教育の推進というところがございます。命という言葉は出てまいりませんけれども、今あるその教育大綱の中ではですね、十分その心の教育の推進の中でですね、対応しているというふうに認識をしているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） はい。だいたい理解しましたが、この大綱の中に町民の意見も取り入れるということをやっていますよね。だから、協議の内容のときに、どういう形の何とか協議会とかありましたけども、どういうメンバーで、町民の意見等はどういう形で聞かれる考えですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 教育に関する大綱でございますので、委員会といたしましては、毎月、校長会議を開催しております。その中でですね、PTA、保護者の方々等も含めまして、意見や要望等を聞いたりして現状を把握しております。また、その都度対応しているというような現状でございます。

芦北町教育大綱の策定に当たりましては、芦北町として教育行政をどうするのかという方向性を示すものでございますので、大綱の策定にあたりましては改めてですね、意見を聞くというのは現在のところ考えておりません。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町民の意見を聞く考えはございません。ただ、校長会とか総合教育会議の中で、町民はこう言ってますよとか、そういうことを意見として取り

入れるということで理解していいですか。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 校長会の中からですね、保護者を通じて意見を吸い上げていただいているものというふうに考えております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私は、教育委員会あるいは教育長自身が町民の意見を直接肌で感じ取る、そういうことが大事なことじゃないかなと。間接的であれば、やっぱり弱いでしょう。どう思いますかね。私はそう思いますし、それが無理であればですよ、校長会、PTAの中でですね、アンケートを採るなり、そういう作業も必要になるんじゃないですか。本当の町民の声をぶつけてもらうためには、間接的じゃなくて。既成事実には捕らわれず、やっぱり町民の意見を聞くというのは非常に大事なことで、私は捉えておりますが、いかがでしょう。教育長、ちょっと答弁してもらえませんか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 議員の言われることは非常に理解させていただきました。今後、校長会と、あと教育委員会の会議もございますので、そのあたりとも協議を重ねながら、良い方向で検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 教育行政というのは、政治的中立性がなからんといかんというふうに私は考えておりますので、この総合計画においては、町の執行部としての施策を反映して、その中にも教育はありますけれども、教育委員会自体がですね、しっかりした、先ほど申された大綱的な考え方を具現化して、総合計画の後期にあなたたちの教育行政を反映させる、こういうシステムじゃないと、私はいけないと思うんですよ。町が全ての次世代の子どもたちのためにというフレーズは最高に良いと思いますので、そのために教育行政として、やっぱりこの後期の部分に反映させて、予算措置なり執行権者をお願いをする、そういう形で取ってもらわんと正常な中立性等は図られないんじゃないかと、常日頃、いつもそう考えていますので、教育委員会は子どもたちを向いた教育行政でないといけないと思います。義務教育課程の中ですね。特に今後、問題視されるのは家庭教育ですので、いじめあるいは虐待等は家庭教育が基本なんですよ。家庭教育の充実の項目もですね、ちゃんとやっぱりうたう形でやっていただきたいというふうに思っておりますが、教育課長は先ほどITの中でいろいろ言われておりましたが、そういう形も施策の中にITのほうもやられるんですか。書かれるんですか、IT部門とか、施策の中に。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 教育大綱の中に施策がございますので、その中にという御質問と受け止めまして、中身につきましてはこれからでございますので、先ほども申し上げましたとおり、ICT関係の事業につきましては、委員会としましても重要なものというふうに認識をしておりますので、教育大綱の中にはですね、現在もその記載がございますけれども、表現を変えるなりというところがですね、考えられるのではないかなというふうに考えております。

〔「議長、休憩をお願いします」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時50分

再開 午前11時50分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

川尻君。

○12番（川尻成美君） 1年間のスパンの中でですね、やられるわけですので、出来上がりがですね、素晴らしいもので、そして計画性のあるものにされんことを願っております。そうしないとですね、絵に描いた餅になったりなってしまうので、言葉は素晴らしいものでもですね、それが計画性に乗っていく教育行政でないと特色のある、今後、芦北町に住みたいな、子育てしたいなというのは、やっぱり教育環境の充実も一番影響してくるんじゃないかなというふうに思います。補助金とか、この予算をやって、どうのこうのというよりもですね、やっぱりそういうソフト面の、みんなで頑張ろうかという、そういう機運に我が町はしていかなければ、教育行政は特にいけないんじゃないかなというふうに思っておりますので、確実な計画の進捗になっていくように、私も所管でありますので、閉会中の調査の中でも、そういう懇談でもしていきたいなというふうに思っておりますので、教育の行政については終わります。

次に、環境保全の中で、町長認識として重大だということで何か今後、担当課と色々な話をされてやっていかれるというふうに理解をしましたが、田淵課長、河川から海への流出はそうないんじゃないかなという、私、漁師のまねごともしていますので、あの雨が降ったときのプラスチックごみ等の流出は、一回議会でも写真を見せたと思うんですけども、相当なものです。船も動かないような形で流出ごみがあって、その中に多くのプラスチックごみとか、私も船でタビですくったりとか、いつもしてですね、揚げているんですけども、それが海底に沈んで、そういうダイオキシン等の発生につながる。新聞紙上でもテレビでも今後なされていきます

けども、やっぱりこれはモラルの問題というふうに思います。いかに個々の家庭から、そういうごみを分別してなくす、そして回収してもらう、そういうモラルの問題でありますので、そういうもので私は何か必要な施策はないのかなと。もちろん啓発活動はいろんな広報紙等でやられると思いますけども、看板もそうですけども、何か知恵はないのかなというふうに思っておりますが、今後の問題と捉えれば、それでおしまいですが、前向きな答弁をちょっとと思っておりますけども。

○議長（宮尾秀行君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 現在、町のほうでもですね、議員さんおっしゃいましたように、啓発上の看板であったり、そういった設置のほうは行っておりますが、今年度はですね、女島のゆめもやい活力センターで実施しましたもやいまつりにおきましてですね、初めて環境ブースというのを設けまして、不法投棄のぼり旗を立てまして、撲滅キャンペーンということを実施いたしました。環境の清掃活動の写真であったりとかですね、そういったのを来られた方に対して、ごみ捨てはいけませんよという啓発活動を今回新たに始めたところですが、それに伴ってですね、国のほうではレジ袋の有料化ですね、そういった動きもございますが、それに先駆けてとは言いませんけれども、うちのほうでは今、新聞紙を使ったですね、エコバックといいますか、マイバックというのをそのもやいまつりのときもそうですが、作り方も併せて来場いただいた方に、こういったことで環境には十分配慮した取組で意識啓発ですね、住民の方の。そういったことでお渡ししてですね、する活動といいますか、を今回初めてやっております。

また、うたせ船で水俣病を学ぶ講座、これは情報発信の事業になりますけれども、こちらにつきましてもですね、これは町内に限らず熊本県内外からお越しいただきます。こういった方々につきましてもですね、環境にやさしいエコバックといいますか、の啓発ということで、そういった方々にも作り方も併せてですね、お配りし、環境に配慮した生活を行っていきましょうという啓発活動をですね、県内外に地道な活動ではございますが、発信しているところでございます。

今回のこのごみの一番の問題といいますと、やはりごみを捨てるからこういう問題が発生しますので、やはり一人ひとりのモラルの向上といいますか、そういった啓発活動にですね、今後も町としては引き続き行っていければというふうに考えております。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 町の施策についてはですね、そういうこつこつした取組がなされていると思いますけども、事例を申し上げますと、玄界灘がありますけども、

その宗像市とかですね、福津市ではですね、いろんなイベントをやられております。詳しくは申しませんが、やはり専門家を入れた中で、漁業者とか学者とか有識者を集めてですね、名称は海の鎮守の森とか、そういう海の再生を目指してという会議をやっておられますし、世界環境という形でですね、百人会議をやられたりとか、いろいろしております。芦北町も海岸をもつ、海をもつ町村として、ほかの町村、海はつながっておりますので、リーダーシップをとられて、そういう会議をですね、やっていただく。そうすることによって意識が違ってくるというふうに思いますので、町長、いかがでしょうか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この解決策はプラスチック製品を作らないことが、もう一発の解決策であります。ところが、世界的にもう生活の中にすっかり馴染んでおりますのでなかなか難しい。先ほど課長から河川に流出するプラスチック類はないものと思いますと、これは家庭から出すやつでありまして、そのほか心ない人たちの捨てるものは別でありましてですね。私は卑近な例で申し訳ないんですが、我が家ではごみ分別担当なんです。それでもうしっかり分けて、必ず決まった日に出すわけでありまして。ボランティア清掃活動にも年に1度、2度出ます。もうおっしゃるとおりでありましてね。最初はですね、捨てる人がおる、拾う人がおると、世の中はこれは二分化しとるななんてですね、思いました。そういうことで参加もしながらおるわけですが、例えば芦北町ではですね、ビーチを使ったスポーツフェスティバルをよくしますね。あれは大会前にですね、みんなでごみを拾うんですよ。拾って、そしてそれを今度はインターネットで世界に発信しています。特にビーチサッカーなんかはですね、世界に発信している。こんな取組をやってるよということで、そういうPRはしております。

また、県内にはですね、有明八代海再生特別措置法がございますがね、これに基づいてやればですね、相当の解決を見ていくと思うんですが、なかなかこれがですね、予算が付かないんですね、措置法が出ておるにも関わらず。ですから、例えば掃海艇なんかですね、確か1艘ぐらいしかないですね。これじゃもうとても有明海をですね、カバーできないわけでありまして、そういうことで少しですね、私もどうかなと思う点があるわけです。そして、関係自治体ということではありますが、かつて不知火海を中心とするですね、環不知火海沿岸自治体というところでですね、環境について考える組織があったわけですが、今はもう何か自然になくなりましてですね、天草のほうからですね、やはりこれはもう看過できないよと、今の状況はですね。もう一度立ち上がろうやという声も実は届いておるところでありまして、そういう気運も今後高めていかなければいけないなと思います。

マイクロプラスチックは、かなり勉強なさつとるようでございますが、私も実は御立岬の塩を作つとる関係でですね、他の塩と差別化するために、このことをかなり強調します。地下1,000mから吸い上げますので、プラスチック関連の成分は入っていないわけでありましてね、その安全性というものを今アピールしておるわけですが、今世界の海水を使った塩はかなりそういうリスクがあるということでございます。それほど世界に広がっておるわけでございますから、国際の環境条約でもですね、やっておりますが、なかなか実効性を見ないということで、でも我が町でできることは何かということをごすね、今後しっかりと考えていきたいなというふうに思っておりますので、またいろいろと御提言がありましたらですね、述べていただきますとありがたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 時間はまだありますけども、12時を回ったところでございます。

国連環境のですね、報告によりますと、2050年は海中の魚よりもプラスチックごみのほうが多くなると、こういう表現もされておりました。本当危惧するものでありますし、海の破壊もやっぱりこういう中で、魚も稚魚から育たないんじゃないかなということも考えられますので、漁業不審という形の中でもですね、漁業後継者も少ない中でも、関係各位はやっぱりそういうのにも、やっぱり期待をするし、自分でも汗をかこうという形も気運が高まれば、それは行政の誘導も然るべきことだというふうに思います。そういうことで、今後、国も動き出す形のようにありますし、我が町もその一つとして、そしてああいう公害がですね、発生しない国、またまちづくりを私も願っておりますので、そういう形で汗をかきたいというふうにも思いますので、どうか町当局においてはですね、知恵を絞っていただければなどというふうに切にお願いを申し上げ、終わりたいと思います。

終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尻君の質問が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。午後からは、午後1時15分から再開します。

—————○—————

休憩 午後0時05分

再開 午後1時15分

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、坂本君。

○4番（坂本 登君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の坂本登です。

議長の許可のもと、2項目、8点について質問いたします。

1、国民健康保険と子どもの均等割減免についてお聞きします。国民健康保険は、協会けんぽや組合健保といった被用者保険に比べて高齢者の加入者の占める割合が高く、無職や非正規雇用の労働者等、低所得の加入者が多いという構造的な問題を抱えています。

そこでお聞きします。①直近の国民健康保険加入者の世帯数及び被保険者は何人か。②国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割で課税され、それぞれにどのように課税されているか。また、一人ひとりに係る均等割は39歳以下の被保険者には介護分はかからないと聞いているが、いくらになるか。③所得のない赤ちゃんから18歳までの子どもに対しても均等割が課せられている。18歳以下の均等割を免除するには財源はいくら必要か。④平成29年度決算の滞納状況は、219世帯、各種財産の差し押さえ20件、52万7,371円を実施となっている。内訳はどうなっているか。

次に、2番目の質問は、LGBT等性的マイノリティについてお聞きします。平成15年性同一性障がい者の性別の取り扱いに関する法律が議員立法により制定しました。文部科学省は、平成27年4月30日に性同一性障がいに関わる児童生徒に対するきめ細やかな対応の実施等についてを通知しました。

そこでお聞きします。①この間の国の取組を通じて、LGBT等性的マイノリティについて、町長及び教育長はどのように認識しているか。②LGBT等性的マイノリティに関する意識調査を町民と児童生徒を対象にして実施する考えはないか。③LGBT等性的マイノリティに対する正しい知識をもち、理解することが重要である。町職員、教育関係者等を視察研修や学習会等に参加させ、学習する考えはないか。また、性のあり方は一人ひとり違うことを理解し、お互いを尊重し合える社会となるため、職員として知っておくべき基礎知識ハンドブックを町独自に作成し、活用する考えはないか。④LGBT等性的マイノリティに対する無関心、無知、固定観念、思い込みによる差別や偏見をなくすために、性別、性自認、性的指向、同性パートナー等を理由とした差別を禁止する包括的な人権に関する条例を制定し、誰もが平等に暮らせるように取り組む考えはないか。

以上、2項目、8点の質問について、それぞれお答えください。再質問は、質問席から行います。本壇からの質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の1回目の質問が終わりました。答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の質問にお答えいたします。

国民健康保険と子どもの均等割減免についてであります。このことにつきまし

ては既に全国知事会等からも国へ要望されておりまして、国における動向を注視しながら、町としても導入に向けて研究してきたところであります。

そのような中、今年2月7日に開かれた予算委員会における安倍首相の答弁では、国は引き続き議論していくとの立場であり、平成31年度の制度化が実質が見送られ、今後においても制度化は先行き不透明な状況であります。町としては、18歳以下の子どもに対する医療費を無料化する等、早くから子育て支援に取り組んでいることから、子育て支援の観点からも町独自の導入が必要と考え、国の動向を待たず、平成31年度中の実施に向けて担当課に指示をしているところであります。

次に、質問の主題2の①についてお答えいたします。人間の性あるいは性的指向は多様であると考えております。LGBTは最近、公に取り上げられるようになってきていると感じておりますが、町民の中でもLGBT自体が何か知らない人が多くいると思われます。また、知っていても誤った認識や理解不足等もあるため、正しい知識を得られるようにしていかなければならない問題と考えております。

なお、残余の質問につきましては、担当課長から答弁をさせます。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 同じく、①についてお答えいたします。

人の性的指向や性自認はさまざまであると考えています。性同一性障がいに係る児童生徒や、いわゆる性的マイノリティとされる児童生徒の支援については、学校においてその対応が求められるようになってきました。教職員は悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるように努めるとともに、子どもの望ましい成長のために、子どもたちが相手の立場に立って考え、相手の気持ちを理解し共感できる心情を育む教育は大変重要なことであると考えております。

なお、残余の質問につきましては、教育課長から答弁させます。

○議長（宮尾秀行君） 田淵住民生活課長。

○住民生活課長（田淵耕一君） 国民健康保険に関する①の質問についてお答えいたします。平成31年2月末現在の世帯数は2,872世帯、被保険者数は4,553人となっております。

次に、②の質問についてお答えいたします。坂本議員が言われたように、芦北町の国民健康保険税は、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式で世帯に対して課税をしております。それぞれの税率は、その世帯の所得に対して課税する所得割が8.75%、資産割がその世帯の保有する土地・家屋に係る固定資産税額の57%、その世帯の所得の有無にかかわらず被保険者1人に対して課税する均等割が2万8,000円、同じくその世帯の所得の有無にかかわらず世帯に対して課税する平等割が3万円となっております。また、均等割の介護分につきましては、正式には介護

保険分といいまして、国民健康保険に限らず、４０歳以上が納めるもので、３９歳以下は納める必要がありません。よって、４０歳以上が納める介護保険分は５，５００円ですので、先ほどご説明申し上げました１人当たりの均等割が２万８，０００円ですので、ここから５，５００円を除いた２万２，５００円が３９歳以下の均等割となります。

次に、③の質問についてお答えします。まず、なぜ所得のない赤ちゃんから１８歳までの子どもに対しても均等割が課税されるのかについてですが、そもそも均等割とは、国民健康保険に加入している全員に対し、受益者負担として平等に課税される仕組みとなっております。仮に、御質問がありました１８歳以下の均等割を免除する場合に必要な財源につきましては、単純に計算しますと、直近の２月末現在の１８歳以下の人数が２９１人ですので、先ほどの質問でお答えしました３９歳以下の均等割が２万２，５００円を掛けた６５４万７，５００円が必要となります。

以上で終わります。

○議長（宮尾秀行君） 川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） 主題１の④の御質問についてお答え申し上げます。

御質問の差し押さえ件数等は、平成２９年度の主要施策成果説明書の数値でございます。その内訳は、預貯金の差し押さえ１６件の３７万４，３５０円、生命保険１件の６万７，５３６円、確定申告に係る所得税の還付金、いわゆる国税還付金が３件の８万５，４８５円となっております。

○議長（宮尾秀行君） 下田総務課長。

○総務課長（下田 研君） 質問主題の２、②についてお答えいたします。ＬＧＢＴ等性的マイノリティに関する意識調査につきましては、現時点では実施する考えはありませんが、こうした性的指向や性自認をはじめとする、あらゆる偏見や差別をなくすための取組は必要であると考えております。

次に、③の御質問についてお答えします。ＬＧＢＴ等性的マイノリティに対する正しい知識や理解については、当然重要であると考えておりますので、新規採用職員研修や専門研修等に職員を参加させているところです。また、ハンドブックの作成は、現時点では考えておりませんが、職員の認識や理解を深める取組は必要であると考えております。

次に、④の御質問についてお答えいたします。包括的な人権に関する条例の制定とのことですが、既に平成２８年１２月定例会におきまして議決をいただき、部落差別をはじめ、障がい、性別等による差別等、あらゆる差別をなくし、人権擁護の意識を高め、もって平和で明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、芦北町人権擁護に関する条例を制定し、取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） 主題2の②の御質問についてお答えいたします。現在のところ、意識調査を実施する考えはございませんが、各学校において教科の授業等の中で性的マイノリティや性の多様性に関する内容や話題を取り扱ったり、さまざまな教育活動の場面で肯定的なメッセージを送ったり、学習発表会や文化祭等の展示物での情報提供や校内掲示板等へのポスターを掲示し、周知を図っております。

次に、③の質問についてお答えいたします。学校では教職員を対象とした管理職による研修会の実施、保護者に対して性的マイノリティや性の多様性に対する正しい理解を深めるための情報提供を行う等、取り組んでおります。LGBT等性的マイノリティに関することに限らず、いじめや水俣病の問題、ハンセン病問題等、人権問題としてしっかり取り組むことは重要であると考えております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 国民健康保険と子どもの均等割減免について、再質問をします。担当課長から、①の平成31年2月末国保加入者世帯数2,872世帯、被保険者4,553人、②の保険税は所得割8.75%、資産割5.7%、均等割2万8,000円、平等割3万円、また均等割は39歳以下の被保険者には介護分5,500円がかからないので、2万2,500円。③の18歳以下の均等割を免除する財源は、18歳以下291人×均等割額2万2,500円＝654万7,500円と、それぞれ答弁されました。

そもそも国保制度がスタートした当初、国は無職者が加入し、保険料に事業主負担がない国保を保険制度として維持するには、相当額の国庫負担が必要と宣言しました。社会保障審議会1962年勧告。ところが、1984年、政府は国保への定率国庫負担割合を引き下げたのを皮切りに、国保の財政運営に対する国の責任を後退させてきました。低所得者が加入する医療保険なのに、保険料が高いという国保の構造問題は地方団体も解決を求め、厚生労働省も矛盾の存在を認めざるを得なくなっています。国保税には家族が増えるごとに保険料を加算していく均等割という仕組みがあり、この仕組みは各世帯に係る平等割と同様、他の保険にはないものです。先ほど町長も言われましたが、全国知事会等も要請をしています。その全国知事会の社会保障常任委員長が国民の保険料負担の公平性と将来にわたる国保財政の基盤強化の観点から、被用者保険との保険料水準格差是正について、協会けんぽ並みの保険料負担まで引き下げるには1兆円の公費投入が必要であると述べています。

ここで町長にお聞きします。均等割は18歳以下の子どもや赤ちゃんからも、所得の有無に関わらず一人ひとりに加算される人頭税そのものです。町長は、収

入のない子どもにまで国保税を課す均等割をどのように認識していますか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 先ほど答弁で申し上げたとおりですね、国保事業運営につきましては、日々改革であるということで指示をして、ハード・ソフトに関わらず、両面からですね、取り組むように、もうずっと以前から指示しておりまして、その一つとして、たまたまこのたび御提言がありましたので、その方向で進むということです。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 今、本町も減免の方向で進むと答弁をされました。

それで、この間、独自に減免する自治体が広がっています。既に全国に25自治体が実施しています。子どもの均等割減免制度は、第3子から全額免除や、子どもについて3割減免等が主で、所得制限を設ける自治体もあります。その中、9自治体が高校生世代までを対象に、所得制限なしで第1子から減免しています。そのうち、全額免除は3自治体、今年度実施の福島県相馬市に続いて、来年度の同県白河市と岩手県宮古市が実施予定です。宮古市の制度概要はゼロ歳児から高校生18歳、501世帯、836人、予算額は1,833万円、内訳は減免分1,475万円、システム改善費358万円、財源はふるさと納税のうち、市長おまかせ分から充てるようです。宮古市の制度は、全ての子どもの均等割を全額免除する完全免除です。さらに、財源を一般会計から法定外繰入で賄っており、国保特別会計内における子ども以外の被保険者への影響がないことも重要です。国民健康保険が都道府県化の制度に変わっても、市町村の判断で一般会計から繰り入れが可能なことは国会の法案審議の議論で厚労省も度々答弁していました。国保財政調整基金、ふるさと納税等、財源はあります。先ほど平成31年度から担当に指示しているとお答えをいただきました。

そこで提案をしたいと思います。子ども1人に加算される均等割を全額免除するためには、財源は先ほど課長の答弁で、18歳以下291人で約650万円、平成29年度決算で国保財政基金約6億円の約1%の財源があればできます。ふるさと納税額約9,000万円の約7%の財源があればできます。18歳以下の子どもの均等割額はわずか650万円の財源を確保すれば、291人全員の免除ができます。これは平成31年度から指示しているということですが、こういうことも参考にしてみられてはどうですか。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実務的な作業についてはですね、事務レベルで進めていくとい

うことになります。参考にいたします。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 次に、滞納状況と差し押さえについて再質問をいたします。課長答弁で、被保険者は4,553人、滞納状況各種差し押さえの内訳は、預貯金、生命保険、所得税還付金と答弁されました。3月定例会の初日の連合審査のときにお聞きした国保税の軽減対象者は何人かとの質疑に対し、審査後に担当職員から平成30年申請時、7割軽減1,559人、5割軽減1,103人、2割軽減681人、合計3,343人と教えてもらいました。軽減対象者の数に間違いはないか、担当課長、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 田渕住民生活課長。

○住民生活課長（田渕耕一君） はい。間違いございません。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 本町の国民健康保険の被保険者は、4,553人のうち3,343人が軽減対象者です。なんと約70%の人が軽減対象者です。軽減対象者の中で最も所得の低い7割軽減の人が1,559人、約46%いることになります。いかに国保の加入者に低所得者が多いことが分かります。

担当課長にお聞きします。各種財産の差し押さえ20件のうち、国保税軽減対象者は入っているのか。7割、5割、2割軽減別にお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 川尾税務課長。

○税務課長（川尾敏浩君） 世帯主と被保険者全員の前年度所得の合計額が一定基準より少ない場合、均等割と平等割がそれぞれ7割、5割、2割軽減されることになります。

平成29年度に差し押さえを行いました20件のうち、7割軽減世帯が6世帯、5割軽減及び2割軽減世帯がそれぞれ1世帯、合計8世帯となっております。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 7割軽減世帯が6世帯、5割軽減世帯が1世帯、2割軽減世帯が1世帯、合計8世帯と言われました。ということは、20件中8件は低所得者に対する差し押さえです。その内容も預貯金、生命保険、所得税還付金からの差し押さえです。国税徴収法第153条、滞納処分の停止要件の中に生活を著しく急迫させる恐れがあるとき処分の執行を停止する旨の規定があって、そして国保税の滞納についてもそれが準要されるということになっています。

もう一つ、国税徴収法には、差し押さえしてはならない禁止財産があります。給与、年金の生計費の相当分、それから福祉給付される公的な手当、取り上げられたら生業を絶たれるような商売道具等であります。私は、滞納者への対応は十分に支

払い能力があるのに税金や、あるいは保険税を払わない人に対して一定の手立てをとる、これは当然のことです。それを否定しません。しかし、やってはならないことがある。何より病気や失業、あるいは所得の激減等で生活困窮に陥った場合、そういう世帯に対して、さらに追い打ちをかける、そういう差し押さえはしてはならない、まさに命に関わる問題であります。

一つの自治体を紹介します。滋賀県の野洲市は、税金や保険料を滞納した市民が生活困窮と分かった場合には、福祉やさまざまな生活支援につなげています。野洲市債権管理条例の標語はこうなっています。「ようこそ滞納いただきました。滞納は生活状況のシグナル」という滞納を市民生活のきっかけにするというものです。素晴らしいと思います。

そこで、町長にお聞きします。国税徴収法は、第153条生活を著しく急迫させる恐れがあるとき処分の執行を停止する旨の規定があります。それに照らしても低所得で7割軽減対象者に対して、あえて差し押さえまでする必要があるのか。生活に困窮している滞納者に、差し押さえでさらに追い打ちをかける、そういう冷たい対応は絶対しないで、温かく相談にのり、滞納者が生活困窮と分かった場合には、福祉やさまざまな生活支援と、明らかに生活保護の対象となる人は生活保護制度へつなげる対応を具体化する考えはないかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 国保税に限らずですね、町に関する税の徴収に当たっては、法令に従って事務を執行していくのは当然ですが、しかしそういうことばかりではありません。生活状況とか、その他の状況をしっかり勘案した上で、分割払いにしてもらうとか、あるいは待ってもらうとか、そういうことをですね、税に関する課は全てやっております。そういうことを御理解いただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 前議会でも生活保護を取り上げましたが、滞納者が明らかに生活保護の対象者と、相談のときになる人は、生活保護制度へつなげる対応を具体化してもらうことを強く要望して、次の質問に入ります。

LGBT等性的マイノリティについて再質問を行います。町長、教育長、担当課長と、それぞれ答弁をされました。LGBTとは、それぞれのマイノリティの頭文字、議長の許可をもらい、皆さんに資料をお配りしています。LGBTは性的マイノリティの総称で、それぞれ該当する言葉の頭文字を取った用語です。Lはレズビアン、女性同性愛者、Gはゲイ、男性同性愛者、Bはバイセクシャル、男性も女性も好きになる人、Tはトランスジェンダー、身体の性と意識の性が一致しなかったり、自分の身体の性に違和感を覚えたりする人です。性的マイノリティは、LGB

Tという枠だけではくくれません。だから、LGBT等と、等を付けています。日本には、LGBTの人たちはどれぐらいいるのでしょうか。2015年電通の調査によると、7.6%がLGBTに該当するという結果が出ました。この結果を芦北町に当てはめると、町の人口約1万7,000人の7.6%は、1,292人です。芦北町に少なくとも1,200人はLGBT当事者の人たちがいることになります。13人に1人の割合になりますので、各学校、クラスに1人から2人はLGBT当事者の児童生徒がいることになります。しかし、身近に当事者がいない人にとっては、LGBTって何というのが正直なところでしょう。でも、LGBT当事者は、実は私たちの周りに意外なほどいるのです。本人が話さないから、話せないからというのが正解かも知れませんが、周りの人が気付かないだけです。今回の一般質問は、改めてLGBTをめぐるこの間の変化や自治体の動きを紹介しながら、LGBTの人権問題等について提起していきたいと思います。

私は、2月24日に、熊本市で開かれたともに拓くLGBTIQの会くまもと主催の学習交流会に参加してきました。代表の今坂洋志さんのLGBT基礎講座の学習を受け、LGBT等の当事者の人たちと交流をさせていただきました。

その当事者の声を紹介します。1人目の方は、戸籍上、女性の身体に生まれ、心は男性の20代の方です。中学時代が最悪だったと、その頃には自分は男だと完全に認識していたために、セーラー服が嫌で嫌で、何で俺がスカートなんだと、3年間体操服のジャージで通学したそうです。学校は何でも男と女に分けたがる。整列も男女別だし、別に混合でいいじゃん。入学式や卒業式での男子何名、女子何名とか、女子じゃないって。クラス何名でいいと思う。いつも苦痛でしかなかった。授業でも、男は武道、女はダンスとか、どっちでもやりたいほうでいいじゃん。決めつけるなって。最悪の極めつけは、身体の変化です。生理が始まり、身体が丸みを帯びて、胸が膨らんできて、毎日切り落としたいと思って不登校になり、自殺を考えるようになっていった。卒業式はセーラー服を着ることを強制され欠席した。先生や学校は理解してくれなかったと話してくれました。

2人目の方は、戸籍上、男性の身体に生まれ、心は女性という40代の方です。この方も中学生になってから、何でも男女別に分けられるし、髪は短髪だし、学生服を着るのが嫌で、精神的に苦痛を感じるようになった。学校では、心は女ですから、男性トイレに入れない。教室で着替えられない。上半身裸の水泳の授業が受けられないことで、不登校になり、最悪は修学旅行です。泊まりがけで男子と一緒にのお風呂や、部屋は絶対無理で、修学旅行に行かないと言ったら、父親から殴られた。そして、修学旅行の当日、自殺未遂をしたと。病院に運ばれ、病院で泣きじゃくるお母さんに、誰も分かってくれなくてもいいから、お母さんにだけは私の心を分か

ってほしい。そうしたら、生きていけると話して、やっとお母さんだけは理解してくれたと話してくれました。

この2人以外にもたくさんの当事者から話を聞かせてもらいました。私自身、性の多様性を知っていたつもりが、当事者の生きづらさや苦しさをよく分かっていなかったと心から反省しました。当事者から直接話を聞き、性の多様性があると知った以上、誰もが性のあり方は一人ひとり違うこと、人々の多様性を理解し、お互いを尊重し合える社会をつくるために、今回、問題を提起します。

教育長にお聞きします。LGBT等当事者本人は、中学生のとき不登校になり、自殺を考えるほど苦痛に感じるということです。文部科学省の通知に示された支援の事例として、制服、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等、判断基準は自認する性、心の性への支援と通知されている。支援の事例の個々の対応内容はどういうものか。また、教育委員会として、児童生徒に通知内容をどう具体化しているかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 白坂教育課長。

○教育課長（白坂達也君） お答えいたします。

性同一性障がいに係る児童生徒に対する学校における支援の事例として、文部科学省のほうから例を示されております。まず、議員からございました服装についてでございます。服装につきましては、自認する性別の制服や衣類や体操着の着用を認める。髪型についてです。標準より長い髪型を一定の範囲で認める。更衣室についてでございます。保健室、多目的トイレ等の利用を認める。呼称の工夫でございます。校内文書を児童生徒が希望する呼称で記す。また、自認する性別として名簿上、扱う。授業についてでございます。体育または保健体育において、別メニューを設定する。水泳でございます。上半身が隠れる水着の着用を認める。これは戸籍上の男性に対してでございます。補習として、別の日に実施、またはレポート提出で代替とする。運動部の活動についてでございます。自認する性別に係る活動への参加を認める。次に、修学旅行等についてでございます。1人部屋の使用を認める。また、入浴時間をずらすといった事例が示されているところでございます。

なお、文部科学省からにつきましては、性同一性障がいに係る児童生徒やその保護者は、性自認等について他の児童生徒だけでなく、教職員に対しても秘匿しておきたい場合があるというふうにいわれております。そのようなことから、申し手がない状況で具体的な調査を行う必要はない、そういうことからですね、学校においては教職員が正しい知識をもち、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えていくということが求められるというふうになっております。いわゆる教職員といたしましては、悩みや不安を抱える児童生徒のよき理解者となるように努めることは当

然であるというふうを示されているところでございます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 通知の内容は良いことなんです。それを学校自体がですね、具体化してないから、本人が言い出せない、そういう状況にあると思いますので、やっぱり本人が入学時当初にこういうことが選択できますよということを何かに知らせておけばですね、解決すると思いますので、是非この通知内容を具体化してほしいと思います。

先ほど私が紹介しました男女別に何でも分けるという、そういうこともですね、教育長、学校側に、また教育委員会等で話し合って、1クラス、1組何人でいいじゃないですか。そういう男女を分けて行進するとか、それもどうですか、考えていただけますか。

○議長（宮尾秀行君） 岩田教育長。

○教育長（岩田繁義君） 議員の言われることを参考にさせていただきたいと思います。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 先ほども紹介しました、ともに拓くLGBTIQの会くまもとの代表の今坂洋志さんがおっしゃったのは、LGBT当事者は普通に私たちの近くで暮らしている。皆さんは100%、LGBT当事者に出会っています。言えないから分からないだけだと。だからこそ、性の多様性を正しく理解することが大切。人権問題として考えることを強調されました。人権問題であり、憲法に関わる課題だということを提起したいと思います。日本国憲法第11条、国民に保障する基本的人権は侵すことができない永久の権利。第13条、すべて国民は個人として尊重される。第14条、すべて国民は法のもとに平等であって、差別されない。ここで重要なのは、13条の「個人として」という部分です。人という一般名詞ではなく、個人という言葉を使うことによって、名前がある個々人、性格も違えば、趣味も嗜好も違う一人ひとりが尊重される対象だということを強調しているのです。まさに憲法13条は、一人ひとり全部違う個人として尊厳があり、その一人ひとりに人権があるということです。

町長にお聞きします。2020年度芦北町後期総合計画に、人々の多様性への理解を推進することを明記し、LGBT支援宣言をして、職員研修、住民への普及啓発活動、当事者アンケートの実施、教職員向けハンドブック作成等に精力的に取り組む、人々の多様性への無知、無理解、無関心からくる偏見をなくしていく考えはないかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 御提言として受け止めさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 最後に、条例制定について、再質問をします。芦北町には、人権擁護に関する条例、ここで性別等による差別等、あらゆる差別をなくしという、ここの文言に当てはまるというようなことでしたが、もう無理やり押し付けているような感じで、皆さんにお配りしている東京都渋谷区の資料を御覧ください。2015年4月から施行された渋谷区の条例では、同居する同性同士を結婚に相当するカップルとみなして証明書を発行し、区営住宅の入居申し込みや医療機関での手続き等での便宜を図ること等を明記しました。東京都の渋谷区の条例の前文を読むと、なぜこのような条例が必要なのかがよく分かります。渋谷区でも、芦北町のように男女平等や人権尊重にはこれまでも取り組んできました。しかし、男女に関わる問題において、今なお性別による固定的な役割分担意識と、それに基づく制度や慣行が存在すること、一部の性的指向のある者及び性同一性障がい者等の性的少数者に対する理解が足りないこと等、多くの課題が残されている。いかなる差別もあってはならないという人権尊重の理念と、人々の多様性への理解と、区民全体で共有できるように、積極的に広めていかなければならないと、人権尊重の理念と人々の多様性を明記した条例となっています。

町長にお聞きします。芦北町人権擁護に関する条例と、渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例を比較すると、芦北町の条例は性的少数者や人々の多様性を念頭においたものとは理解できません。渋谷区の条例は、前文と第1章から第4章に、1条から17条まであります。渋谷区の条例を参考にしながら、男女の区別を超えて多様な個人の尊厳を尊重し合う社会を実現するために、同居する同性同士を結婚に相当するカップルとみなして、証明書を発行し、町営住宅の入居申し込みや医療機関での手続き等での便宜を図ること等、人権尊重の理念と人々の多様性を明記した芦北町独自の条例の具体化を、町長自身が政治決断してもらいたい、その考えはないかお答えください。

○議長（宮尾秀行君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 今後の研究課題とさせていただきます。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○4番（坂本 登君） 是非、政治決断して、近々制定されることを願っています。

それと、単に条例ではないんですが、次のように自治体でパートナーシップ要綱が策定されています。要綱は、世田谷区が2015年9月から、三重県伊賀市が2016年4月から、兵庫県宝塚市が2016年6月から、沖縄県那覇市が2016年7月からです。また、条例や要綱等とは別に、先ほど質問をしましたLGBT当事者が高く評価しているのが、大阪市淀川区のLGBT支援宣言です。この淀川区

は、これを機に精力的に取り組んでいます。

今回の質問は、私たちが解決すべき人権問題としてL G B T等の人々の多様性がごく当たり前に尊重されるまちづくりにと思い、提起しました。社会問題であり、決して本人の問題ではない。条例を早く具体化されることを強く要望して、質問を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で、一般質問を終わります。

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 本日の日程は全て終了しました。

これで散会します。

御苦勞様でした。

-----○-----

散会 午後2時02分

平成31年第1回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成31年3月15日

午前10時 開 議
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第11まで）

- 第 1 議案第 3 号 平成31年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 4 号 平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 5 号 平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6 号 平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7 号 平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8 号 平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第 9 号 平成31年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第10号 平成31年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第11号 平成31年度芦北町水道事業会計予算
- 第10 議案第12号 芦北町空家等対策に関する条例の制定について
- 第11 議案第13号 芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について
- 第12 請願第 1 号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書

第13 議員派遣の件

（一括議題＝日程第14から日程第18まで）

- 第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出
- 第18 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

（閉 会）

2 出席議員（16人）

1番 藤 井 公 輔 君
3番 林 田 燿 宏 君
5番 宮 内 道 則 君
7番 古 村 逸 男 君

2番 荒 川 知 章 君
4番 坂 本 登 君
6番 寺 本 順 一 君
8番 白 坂 康 浩 君

9番 前 田 徹 一 君
11番 平 松 洋 一 君
13番 寺 本 修 一 君
15番 草 野 安 道 君

10番 元 山 秀 志 君
12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵美子 君
16番 宮 尾 秀 行 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（16人）

町 長	竹 崎 一 成 君	副 町 長	藤 崎 正 司 君
教 育 長	岩 田 繁 義 君	総 務 課 長	下 田 研 君
企画財政課長	一 丸 喜八郎 君	税 務 課 長	川 尾 敏 浩 君
住民生活課長	田 渕 耕 一 君	福 祉 課 長	櫻 井 優 一 君
健康増進課長	田 中 公 広 君	農林水産課長	福 田 貴 司 君
商工観光課長	園 川 民 夫 君	建 設 課 長	長 崎 十三男 君
上下水道課長	杉 本 芳 郎 君	教 育 課 長	白 坂 達 也 君
生涯学習課長	福 井 成 昭 君	会計管理者兼会計室長	竹 下 淳 也 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長	上 野 孝 司 君	次長(課長補佐)	岡 田 謙 治 君
--------	-----------	----------	-----------

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

第44回町村議会議長・副議長研修会

期 日 平成31年5月28日（火）
場 所 東京国際フォーラム（東京）
目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため
派遣議員 副議長

熊本県町村議会議長会正副議長による県関係国会議員への要望活動

期 日 平成31年5月29日（水）
場 所 ホテルグランドアーク半蔵門（東京）
目 的 県内町村政策要望
派遣議員 副議長

平成31年3月15日

芦北町議会議長 宮 尾 秀 行

開会 午前 10 時 00 分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- 第 1 議案第 3 号 平成 31 年度芦北町一般会計予算
- 第 2 議案第 4 号 平成 31 年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 3 議案第 5 号 平成 31 年度芦北町介護保険事業特別会計予算
- 第 4 議案第 6 号 平成 31 年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 5 議案第 7 号 平成 31 年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算
- 第 6 議案第 8 号 平成 31 年度芦北町有温泉事業特別会計予算
- 第 7 議案第 9 号 平成 31 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算
- 第 8 議案第 10 号 平成 31 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 9 議案第 11 号 平成 31 年度芦北町水道事業会計予算
- 第 10 議案第 12 号 芦北町空家等対策に関する条例の制定について
- 第 11 議案第 13 号 芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について

○議長（宮尾秀行君） 日程第 1、議案第 3 号「平成 31 年度芦北町一般会計予算」から日程第 11、議案第 13 号「芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託をしておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、3 人の委員長報告が終了した後、一括して行います

はじめに、白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。

総務常任委員会に付託されました議案第 3 号、平成 31 年度芦北町一般会計予算について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

平成 31 年度一般会計予算総額は、前年度比 12 億 5,300 万円増の 109 億 8,500 万円が計上されております。地方交付税は、前年度比 3,400 万円減の 35 億 9,400 万円が見込まれ、町債として過疎対策事業債等を含め 16 億 1,460 万円が措置されております。

特別会計は、7 会計の合計で、前年度比 2,200 万円増の 60 億 2,800 万円となっており、一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成 31 年度の予算総額は 173 億 6,000 万円となっております。

企画財政課では、前年度比１億７,２６３万１,０００円減の１２億４,７０７万５,０００円が計上されております。減額の主な要因は、光情報通信基盤整備事業の事業完了等によるものです。

ふるさと応援寄附金事業、地域おこし協力隊事業、芦北高校総合支援事業等、継続して取り組まれます。

移住・定住事業においては、新たに移住体験住宅が整備されるとともに、空き家の改修等の補助制度等により、移住・定住しやすい環境が整備されます。

主な質疑を申し上げます。お試し住宅とはどういうものかとの質疑があり、吉尾温泉診療所の医師住宅を改修し、必要な備品を整備し、短期での利用を予定しているとの答弁がありました。

また、地域おこし協力隊の活動補助金の内訳についての質疑があり、研修旅費や燃料費、住宅借上料等の活動補助金で、隊員１人当たり約１００万円であるとの答弁がありました。

総務課では、前年度比５,７８２万２,０００円増の１３億８,５７０万３,０００円が計上されております。

増額の主な要因は、熊本県議会議員選挙及び参議院議員選挙に係る経費並びに各種基金の積立額の増等によるものです。

職員研修の充実、人事評価制度における職員の意識改革、面談を通じての職場内のコミュニケーションが図られ、より効率的な人事管理が行われます。

財産管理については、公共施設の計画的な整備、長寿命化、予防保全等の推進を図るため、公共施設等管理計画に基づき、個別施設計画の策定基準が進められます。

主な質疑を申し上げます。防犯カメラは、これまで何か所に設置されているのかとの質疑があり、２１か所、２７機であるとの答弁がありました。

また、備蓄食糧の賞味期限が切れた場合、その後の処理はどうなるのかとの質疑に対し、期限が切れる前に自主防災組織の訓練やイベント等で有効活用を行っているとの答弁がありました。

議会事務局では、議会費と監査委員費において、前年度比１９９万８,０００円減の１億２,０５５万１,０００円が計上されております。

減額の主な要因は、議場椅子の備品購入費の減等によるものです。

会計室では、経常的経費の出納事務及び利子が１９４万１,０００円計上されております。

税務課では、前年度比１４１万７,０００円増の３,５３６万４,０００円が計上されております。

増額の主な要因は、地方税共通納税システム導入等委託料、土地情報データ座標

変換業務委託料等の増によるものです。

主な事業として、固定資産税課税土地評価業務委託等、賦課徴収、税務の業務に関して必要な経費が計上されております。

主な質疑を申し上げます。地方税共同機構負担金について質疑があり、データ化された住民税や法人税の申告等の情報を地方税共同機構が管理しており、この機構を経由して市町村間のやり取りができるようになっている。負担金については、各市町村、都道府県の人口、税収、納税義務者数等で経費を按分した金額となっているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は、討論もなく、当委員会に付託されました議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） おはようございます。

建設経済常任委員長報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました予算の5議案及び条例2議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

まず、建設課では、交通・情報通信ネットワークの整備に関する事業において、主要事業として位置づけてある町道射場芦北線の芦北工区の改良工事やその他の町道について、計画的な改良や維持補修とともに、交付金を活用した橋りょうの補修設計と修繕計画策定及び補修工事が実施されます。県道関係については、引き続き改良工事等に係る負担金が措置されています。

次に、排水対策事業として、5地区の地区内排水路整備事業補助金と、砂防費として8地区の急傾斜地崩壊対策事業費負担金が措置され、住民の安全安心の向上を図るための事業が計画されています。

住宅管理費においては、入居者の住環境整備向上のため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、効率的かつ適正な維持管理に必要な予算が措置されています。

以上、歳出総額は7億9,369万6,000円で、前年度比1.9%の増となっています。

委員から、危険ブロック塀等安全確保支援事業の補助金は、民間が対象であるのか、また何箇所を予定しているのかとの質疑に対し、町道や県道、通学路等の道路に面した民間ブロック塀が対象で、10箇所を予定しているとの答弁がありました。

次に、農林水産課の農業委員会では、担い手への農地集積を図りながら、耕作放棄地の発生防止や解消に努め、農地利用の最適化に向けて積極的な取組が企画されています。

農業振興では、高齢化する農業従事者対策として、農作物の品質と生産量を維持することを目的に、農作業委託に対する支援を継続して行い、労働力の確保、生産性の維持が図られています。

果樹振興では、優良品種の苗木導入、品質向上資材の購入、生産基盤となるハウスの修繕及び園内道整備等に対する支援が引き続き行われます。

農地整備関係については、中山間地域総合整備事業で芦北宮浦地区等のほ場整備に取り組むとともに、計石地区等のほ場整備の実現に向けた積極的な取組が計画されています。

林業振興では、活用期に足した森林の伐採や搬出作業に伴う支援が引き続き計画をされ、皆伐後の跡地荒廃や苗木の食害を防ぐため、植林や下刈り作業及び鹿ネットの設置に対する支援が継続して計画されています。

また、新規事業として、森林環境譲与税を財源とし、自ら森林管理を行うことができない所有者に代わって町が管理を行う森林経営管理事業にも取り組まれます。

漁業振興では、田浦銀太刀に続くサワラのブランド化に対する支援や地域の水産物を活かした魅力的で良質な特産品の開発に継続して取り組むとともに、漁業整備事業では海浦、井牟田及び大矢漁港海岸の機能診断調査を行い、適正な維持管理が図られます。

農林水産課歳出総額は4億4,082万4,000円となり、前年比5.1%の増となっています。

委員から、あしきた牛産地活性化推進事業の補助金対象者はどのように決めているのかとの質疑に対し、同じ畜産農家に補助金が偏らないように平等に決定しているとの答弁がありました。

また、カキ養殖の成果を上げるために、町としてもさらに積極的に関与すべきではないかとの質疑に対し、県南広域本部水産課及び県水産研究センター並びに漁協との連携をさらに強化し、積極的に取り組むとの答弁がありました。

次に、上下水道課では、農業集落排水事業及び生活排水処理事業特別会計繰出金のほか、浄化槽設置整備事業については、合併浄化槽50基分の補助金が計上されています。

また、飲料水供給施設整備事業では、小規模集落における安定的な生活用水の確保に向け、1水道組合に対しての補助金が計画されており、歳出総額2億1,141万9,000円、前年比1.7%の減となっています。

委員から、飲料水供給施設支援事業の補助率はどうなっているのかとの質疑に対し、平成27年度まで2分の1であったが、住民の負担軽減を図るため平成28年度から3分の2となっているとの答弁がありました。

次に、商工観光課では、商工業振興費で、町内での消費喚起と商工業者の育成を図るため、プレミアム付き発行補助金が引き続き措置されています。

また、旧計石小学校へのサテライトオフィス誘致を進めるため、インターネットサイトの構築費用が措置されています。

観光費では、新たに観光うたせ船総合振興補助金の創設や地域おこし協力隊の導入、観光商品造成委託料が措置されています。

また、主要イベントでありますビーチサッカーやビーチバレー大会等を引き続き開催しながら、県内外へのPRや交流人口の増加を図る内容となっています。

芦北海岸維持管理及び公園維持管理事業については、経年劣化に伴う施設の修繕費等が措置されており、芦北海浜総合公園については利用環境の向上や施設の適正な管理を図るため、公園長寿命化対策支援工事費が措置されています。

御立岬公園及び物産館の管理費については、指定管理者と連携した適切な管理運営が計画されております。また、公園への誘客に向け、レーシングカート導入の予算が措置されています。

歳出総額は4億7,835万1,000円、前年比3.2%の増となっています。

委員から、地域おこし協力隊の業務内容と、募集地域はどの範囲かとの質疑に対し、将来的には観光うたせ船の従事者として育成したいが、当面は船上ガイドや受付事務を考えている。募集地域は都市圏等と定められているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号、平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

平成31年度は、最適整備構想をもとに、新規事業として芦北地区の施設の更新、改築に係る事業計画の策定と、施設の長寿命化に向けて老朽化した設備等の更新と適切な維持管理を計画的に行うための予算2億1,900万円が措置されています。

委員から、事業の区域拡大、新規事業等考えているのかとの質疑に対し、新規及び区域拡大は考えていないが、老朽化した施設の機能保全対策を進めていくとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第6号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号、平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について

申し上げます。

平成31年度も町が管理する浄化槽からの放流水の状態に応じ、効率的な管理が計画されており、予算総額5,700万円、前年比1.8%の増となっています。

委員から、町管理の浄化槽を利用している地区及び世帯数はとの質疑に対し、田浦地区が716世帯、湯南団地が148世帯であるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第7号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号、平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算について申し上げます。

平成31年度は、湯浦温泉センターの洗い場排水溝改修や、計石温泉センターのポンプ修繕等、各施設とも利用環境の改善と適正な管理運営のための予算が措置されており、歳出総額は1億400万円と、前年同額となっております。

委員から、各施設の入浴者数はどうかとの質疑に対し、平成29年度実績の説明があり、前年比1.4%減となっているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、平成31年度芦北町水道事業会計予算について申し上げます。

平成31年度は、年次計画に基づき、老朽管の更新及び耐震化が重点的に行われます。今後は、必要な事業に優先順位をつけながら、これまで以上に安定した事業経営並びに健全な運営を維持していきたいと説明がありました。

委員から、今後、年次計画で行っていく施設更新の際、財源不足は生じないのかとの質疑に対し、料金改定の際、今後の投資試算も見込んで改定を行ったので、財源不足は生じないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第11号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、芦北町空家等対策に関する条例の制定について申し上げます。

この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、空家等の対策に関する必要な事項を定めることにより、空家等による倒壊等の事故、火災及び犯罪を防止し、町民の安全で安心な生活環境の保全に寄与することを目的として制定するものです。

条例の内容について説明を受けた後、条文には危険度の高い空家の強制執行は記載しなくていいのかとの質疑に対し、6条で緊急措置ができることとなっていると

の答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第 12 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 13 号、芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について申し上げます。

この条例は、平成 31 年度から森林経営管理制度が施行されることに伴い、その財源として平成 31 年度から森林環境譲与税、平成 36 年度（2024 年度）から森林環境税が導入されることが予定されており、間伐等の森林整備や木材利用の促進を図ること等を目的として、地方自治法第 241 条第 1 項の規定により制定するものです。

条例の内容について説明を受けた後、森林所有者が町に森林の管理を委託する場合、所有者の費用負担はどうかとの質疑に対し、森林所有者の費用負担はないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第 13 号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 最後に、林田文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（林田耀宏君） おはようございます。

文教厚生常任委員会に付託されました平成 31 年度予算関係 5 議案について、審査の経過及び結果を報告申し上げます。

はじめに、議案第 3 号、平成 31 年度芦北町一般会計予算について申し上げます。

福祉課では、前年度に対し 2 億 4,927 万 9,000 円増の 23 億 9,389 万 2,000 円が計上されています。増額の主な要因は、保育所等整備事業補助金及び保育所運営費等委託料の増等によるものです。

高齢者福祉においては、一人暮らし高齢者等への緊急通報装置貸与事業、施設入所・老人クラブ活動等への支援を引き続き行うとのことでした。

障がい者福祉においては、障がい福祉計画に沿って、関係機関・団体と連携しながら、適切な福祉サービス等の提供に努めるという説明がありました。

主な質疑について申し上げます。難聴児補聴器購入費助成事業補助金の対象者は何名かとの質疑に対し、1 名の対象者がいるとの答弁がありました。

住民生活課では、前年度に対し 5,124 万 6,000 円減の 12 億 6,473 万 8,000 円が計上されています。減額の主な要因は、後期高齢者医療事業負担金及び水俣芦北広域行政事務組合負担金の減等によるものです。

各業務においては、マイナンバーカードやパスポートの申請事務等、正確かつ迅速な事務処理に努めるとともに、「うたせ船で水俣病を学ぶ講座」や「もやい祭り」に、引き続き取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。後期高齢者医療費の負担金等の減額理由は何かとの質疑に対し、平成31年度は、後期高齢者医療広域連合の標準システムの更改が行われなかったためとの答弁がありました。

平成30年度に新設された健康増進課では、2億6,678万3,000円が計上されています。平成30年度から6年間を計画期間とする「第3期芦北町健康づくり推進計画」に基づき事務事業を行っています。

主な質疑について申し上げます。健康講座の事業内容はどの質疑に対し、健康応援メニューということで、保育園や学校、老人会等で生活習慣病の予防等の講座を実施するとの答弁がありました。

教育課では、前年度に対し1,179万5,000円増の4億6,890万円が計上されています。増額の主な要因は、指導主事等の人件費やICT機器借上料の増等によるものです。

学校教育については、教育現場に精通した指導主事を配置するとともに、タブレットの借上げ等を行い、効果的・効率的な事業を推進していくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。各学校のタブレットの配置状況はどのようになっているかとの質問に対し、現在、佐敷小学校、内野小学校、湯浦中学校に配置しており、平成31年度に残りの学校全てに配置するとの答弁がありました。

生涯学習課では、前年度に対し11億142万9,000円増の15億4,384万8,000円の計上がされています。増額の主な要因は、総合コミュニティセンター建設工事等によるものです。演能会やトップアスリート誘致事業等、特色ある事業を引き続き開催するとともに、佐敷東の城跡調査事業に取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。総合コミュニティセンターの運営計画はどのように考えているかとの質疑に対し、利用者の利便性や満足度の高い施設にするため、指定管理や直営等の方式を検討しているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、当委員会にかかります議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第4号、平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

事業勘定につきましては、前年度に対し1,700万円増の29億9,700万円が計上されています。

直診勘定につきましては、前年度に対し200万円減の2,400万円が計上されています。

主な質疑について申し上げます。吉尾温泉診療所の従事者数と受診者数は何名かとの質疑に対し、従事者数は職員1名、看護師2名、事務職員1名並びに受診者数は平成29年度で延べ1,358人であるとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第4号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号、平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し1,100万円増の23億1,800万円が計上されています。第7期芦北町老人保健福祉計画・介護保険事業計画の2年目となり、引き続き地域包括ケアシステムの構築に向け、介護予防・日常生活支援総合事業の取組と、在宅医療・介護連携推進事業や認知症総合支援対策に取り組んでいくとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。転倒骨折予防事業の取組状況はどのようになっているかとの質疑に対し、73箇所を目標に、平成31年度も100歳生き生き体操等を取り入れ、介護予防を推進していくとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第5号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号、平成31年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し300円減の2,600万円が計上されています。

主な質疑について申し上げます。大学・高校の貸付け予定者の内訳は何名かとの質疑に対し、新規貸付け予定者として、大学生15名、高校生2名分を計上しているとの答弁がありました。

質疑終了後は、討論もなく、議案第9号につきましては全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号、平成31年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について申し上げます。

前年度に対し200万円減の2億8,300万円が計上されています。平成31年度も疾病の早期発見と重症化の防止に努めるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。被保険者数は何名かとの質疑に対し、平成31

年1月現在で4,291名であるとの答弁がありました。

説明後は、質疑・討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任会に付託されました議案の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

〔「質疑あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 今回から、委員長報告が簡潔になっておるようでございます。どの委員会も慎重に審議されたことと思いますが、この中で総務常任委員長報告、建設経済委員長報告に、1点ずつ結果と経過について質疑を申し上げます。

まず、総務常任委員長への質疑であります。款2-1-6の企画費の中に、地域おこし協力隊の補助金等が1,592万6,000円か、平成30年度並みに組まれておりますが、同じ金額ですので、それぞれ同じ人がまだおられると思いますが、どういう事業で、どういう形なのか、今後も平成31年度も推移していくと思いますので、その点、審議されたならばお願いいたします。また、平成31年度はうたせ船の従事者の育成のためにも、協力隊が募集されるようでございますので、興味があることで質疑を申し上げます。

次に、建設経済常任委員会です。款5-3-2の水産業振興費の中で、マガキ及びくまもとオイスターの養殖に対して、多年にわたって補助金が県も上げられておりますし、町も取り組んでおられます。特に積極的にという形でありますし、私も長年、この担当所管にありました以上、興味がありますし、今後、成果が上がっていけばなという思いから、その協議の内容、今後歩留り等がどうなったのか、また売上等どうなっているのか、審査されたならば報告いただきたいというふうに思います。

以上、2点です。

○議長（宮尾秀行君） それでは、答弁を求めます。白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 川尻議員の質問にお答えします。

地域おこし協力隊事業については、課長の総括説明の中で、隊員4名のうち、夫婦が1組で、定住に向けて財政的な支援だけではなく、地域や各団体との連携についても支援していくとの説明がありました。また、隊員4名の個別の活動内容等については、審議はしておりません。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 宮内建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（宮内道則君） 川尻議員の質問にお答えをいたします。

委員から、マガキ養殖の生存状況はどうなっているのかとの質疑に対し、平成30年度分の生存率は約10%から20%程度で、生産量が約1.2tであるとの答弁がございました。また、売上等についての質疑はございませんでした。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで質疑を終わります。

これから議案第3号から議案第13号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算について、討論はありませんか。坂本君。

○4番（坂本 登君） 議案第3号、平成31年度芦北町一般会計予算に対し、反対の立場から討論を行います。

当初予算は、芦北町地域コミュニティセンター建設費、定住自立圏連携事業であるシトラス観光圏推進事業、空き家対策、レーシングカートの導入、18歳までの子ども医療費助成事業、ふるさと応援寄附金の事業等、新規事業または引き続き事業として予算化しており、全体としては限られた財源で町民要求を具体化していると評価できます。

しかし、町交際費は、昨年度に続き300万円を計上してあります。毎年、政治姿勢の問題として指摘し、近隣自治体と比べて特産品が多すぎるとして反対してきましたが、改善が見られません。平成29年度決算で、町交際費300万円は、執行額298万9,849円のうち、支出額の特産品は137万3,477円です。支出件数の合計639件のうち、特産品の件数は420件です。お分かりのように、特産品の支出額と件数が平成28年度より減ってはいますが、他の項目と比較して多すぎます。特産品として町外からの訪問者に対するPR品の配布や訪問先への土産品を全部否定をしません。土産品の支出割合が高いので、一定の支出先基準を設け見直すべきです。他の自治体が公表しているように、毎月の支出額と支出先を詳細に公表し、公表できないような土産品の支出先は公金の支出先として透明性を欠き、一定の基準から外すべきです。こうすることで、土産品の支出額は減ります。町長自身が担当課に指示すれば、町交際費100万円は減額できます。

また、補助金の金額の決定にあたり、補助金額や単価について、算定根拠、積算基準等を見直し、3年以上見直しの行われていないものはゼロベースで見直し検証すること、町民が納得できるように明確化を図ること、以上の理由で議案第3号、

平成31年度芦北町一般会計予算に反対します。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。討論を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。草野君。

○15番（草野安道君） 委員長報告に賛成の立場で意見を述べます。

これは町全体で使っている交際費でございますので、その点、十分理解しなければいけないと思っております。交際費の使途につきましては、いろいろありますが、坂本議員がおっしゃったように、来訪者や訪問先に対する町の特産品をPRする良い機会だと思っております。よって、この予算は必要不可欠だと思います。

したがって、本案に対し賛成であります。以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） これで討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

日程第2、議案第4号、平成31年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第4号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

日程第3、議案第5号、平成31年度芦北町介護保険事業特別会計予算について、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は原案のとおり可決しました。

日程第4、議案第6号、平成31年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は原案のとおり可決しました。

日程第5、議案第7号、平成31年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は原案のとおり可決しました。

日程第6、議案第8号、平成31年度芦北町有温泉事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第８号は原案のとおり可決しました。

日程第７、議案第９号、平成３１年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第９号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第９号は原案のとおり可決しました。

日程第８、議案第１０号、平成３１年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１０号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１０号は原案のとおり可決しました。

日程第９、議案第１１号、平成３１年度芦北町水道事業会計予算について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第１１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１１号は原案のとおり可決しました。

日程第１０、議案第１２号、芦北町空家等対策に関する条例の制定について、討

論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第13号、芦北町森林経営管理事業基金条例の制定について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。委員長報告は原案可決であります。委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は原案のとおり可決しました。

—————○—————

第12 請願第1号 国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書

○議長（宮尾秀行君） 日程第12、請願第1号「国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書」を議題とします。

本件は、本定例会初日に所管の常任委員会に付託しておりますので、委員長に審査の結果の報告を求めます。白坂総務常任委員長。

○総務常任委員長（白坂康浩君） 本定例会初日に、当委員会に付託されました請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書について、審査結果を報告します。

この請願は、住民の暮らしや地域経済に深刻な打撃を与える消費税10%への引き上げを中止することを国に対し意見書の提出を求めるという趣旨のものです。

紹介議員である林田議員に説明のため出席を求め、その後、実現の可能性があるか、また町の権限、議会の権限に属する事項であるか等の判断基準により審査を行いました。

審査の中で、増税が２年半先送りされ、今年の１０月から消費税が引き上げとなる現時点で、中止を求める意見書の請願というのは時期が遅いのではないかと、また増税分については、社会保障等の使途も決まっていることや、消費税は国の税制度であり、議会の権限に属する事項ではない等の意見があり、全会一致で不採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました請願第１号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書についての審査結果の報告を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。坂本君。

○４番（坂本 登君） 今、委員長報告の中で、審査の中で、増税が２年半先送りされ、今年の１０月から消費税が引き上げとなる。現時点で中止を求める意見書の請願というのは時期が遅いのではないかと。また、増税分について、社会保障等への使途も決まっていることや、消費税は国の税制度であり、議会の権限に属する事項ではないというふうに記載されてあります。今年の１０月から消費税が引き上げとなると、まだなっていない。その後の地方議会の請願権というものをどのように考えて議論がなされたのか。また、税制度はもちろん国の制度であります、議会の権限に属する事項ではないというのはどういう意味なのか、お答えください。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。この委員長報告に対する質問のときは、前もって出してくれば答えられますが。坂本君。

○４番（坂本 登君） この総務常任委員長報告の原文は、私のところには届いていません。総務常任委員会、また建設常任委員会、文教厚生、その３つの一般会計については届いていましたが、これは届いていないので、質疑を出すことはできませんし、そういうことはありませんでした。

○議長（宮尾秀行君） 白坂君。答弁を求めます。

○総務常任委員長（白坂康浩君） すみません。訂正をさせていただきたいところが１点ございます。

今年の１０月から消費税が引き上げになる見込みがある予定ですね。すみません。その部分は訂正をさせていただきたいと思います。

議会の権限に対しては、これは国の施策の中のものであって、もう我々がどうこうじゃなくて、法的にもうそのようになってございますので、私たちの議会の権限どうなのではないのではないかというのが私たちの見解でございます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） 坂本君。

○４番（坂本 登君） 一番大事なことを答えてないんですね。意見書の請願、議会に

おける請願権というのがどういうことなのか、どういうふうに認識していらっしゃるのか聞いているんです。

○議長（宮尾秀行君） 白坂君。

○総務常任委員長（白坂康浩君） そのような意見があったということです。はい。

○議長（宮尾秀行君） しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時53分

再開 午前10時53分

-----○-----

○議長（宮尾秀行君） 会議を再開します。

白坂君。

○総務常任委員長（白坂康浩君） これは、請願のほうは、法に基づくものとあり、それとですね、議員必携の中の第4章、請願・陳情の審査というところの項目をまた読んでいただければ、その委員会の分はこの部分で従って、肅々と会議のほうを進めさせていただきます。

以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

委員長報告に反対者の発言を許します。坂本君。

○4番（坂本 登君） 請願第1号、国に対し「消費税増税中止を求める意見書」提出を求める請願書に、私は原案賛成の立場です。しかし、所管の委員会審査の結果、総務常任委員長報告は原案不採択です。委員長報告原案不採択に対し、反対の立場から討論を行います。

請願の趣旨は、2019年10月から消費税10%への引き上げ中止を求める意見書を政府に送付していただくこととなっています。私は、芦北町議会はこの請願の趣旨に応えて、政府の対し意見書を上げるべきと考えます。政府も国内の景気が落ち込みの局面に入ったことをついに政府自身が認めています。内閣府が7日に発表した1月の景気動向指数は3か月連続で悪化、内閣府は景気判断を足踏みから下方への曲面変化に引き下げました。景気動向指数をもとに政府は景気の拡大・後退等を判断します。下方への曲面変化は数か月前から景気が後退局面に入った可能性が高いことを示しています。この時点での増税強行は日本経済にとって自殺行為となることは明らかです。

町民の声を聞いてください。年金生活者の方は、消費税１０％増税によって、どこまで生活を切り詰めるのか、国は年寄りに冷たすぎる、生活は苦しくなるばかりという声。消費不況に苦しむ中小業者からは、今でもかつかつでやっとやりくりしているのに、１０％増税になったら資金繰りが難しくなり、商売を続けられないという声。自営業者の方からは、ポイント還元が分かりづらいし、キャッシュレスに対応できない、マジで店を畳むことを考えなくてはいけない、１０％増税は絶対反対だという声。こうした町民の声に議会は応えるべきです。

消費税に頼らなくても、アベノミクスで大儲けした大企業への優遇税制にメスを入れるべきです。ユニクロやソフトバンクの会長等の大金持ちの株取引に欧米並みの課税をすれば、１．２兆円の財源が生まれます。さまざまな優遇税制で法人税の実質負担率が１０％しかない大企業に中小企業並みの法人税負担１８％を求めれば、４兆円の財源が生み出せます。大企業と大金持ちに応分の負担を求めれば、１０％増税等しなくても、社会保障の財源はつくれます。

消費税が導入されて以来３０年、社会保障に全額使うと政府が言ってきたことがうそだったことは、年金額の減少、支給年齢の引き上げ、介護、国保等、社会保障が良くなるどころか、悪くなっていることで実感できます。国がうそをつき、間違ったことをしようとしているときに、住民の声を代弁して地方議会が国にものを言わなくてどうするんですか。何でも国の言いなりなら、地方議会はおろか、民主主義、地方自治が成り立ちません。町民多数の声である消費税増税中止を求める意見書は採択すべきです。

以上の理由で、総務常任委員長報告、原案不採択に対し反対です。議員各位におかれましては、町民の切実な願いに心を寄せ、御賛同されますようお願い申し上げます。討論を終わります。

○議長（宮尾秀行君） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。平松君。

○１１番（平松洋一君） 委員長報告に賛成の意見を申し上げます。

報告のとおりでございますが、我が国は今後、少子高齢化により、現役世代が急なスピードで減っていく一方で、高齢者は増えていき、さらには人口減少の同時進行で危機に直面しています。現状のままでは、社会保険料等、現役世代の負担がさらに年々高まりつつある中で、社会保障財源のために所得税や法人税の引き上げを行えば、一層現役世代に負担が集中することになり、社会保障制度の維持さえ困難になります。特定のものに負担が集中せず、高齢者を含めて国民全体で広く負担する消費税が、高齢化社会における社会保障の財源にふさわしいと考えられ、賛成であります。

よって、消費税１０％への引き上げ中止を求める意見書提出を求める請願につい

ては、反対でございます。以上です。

○議長（宮尾秀行君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから請願第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり不採択とすることに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議がありますので、起立によって採決します。

請願第1号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮尾秀行君） 起立多数です。したがって、請願第1号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

—————○—————

第13 議員派遣の件

○議長（宮尾秀行君） 日程第13「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、地方自治法第100条及び会議規則第125条の規定により、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付のとおり、議員派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間、派遣議員について、変更が生ずる場合には、議長に一任願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、議長に一任することに決定しました。

ここで、配付している文書の訂正をお願いいたします。

議事日程、一番下の第18「文教厚生常任委員会」となっておりますけれども、これは「議会広報委員会」の間違いでありますので、訂正をお願いいたします。

—————○—————

第14 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第15 建設経済常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第16 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査の申出

第 17 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

第 18 議会広報委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（宮尾秀行君） 日程第 14 から日程第 18 までの各委員会の閉会中の継続調査の申出を一括議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、お手元に配付の申出書のとおり提出されております。

お諮りします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮尾秀行君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

—————○—————

○議長（宮尾秀行君） これで本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成 31 年第 1 回芦北町議会定例会を閉会します。

御苦労様でした。

—————○—————

閉会 午前 11 時 03 分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員